



独立行政法人水資源機構 投資家説明会資料

平成30年10月

Incorporated Administrative Agency
Japan Water Agency



I. 水資源機構の概要	P. 1
II. 平成29年度の業務実績等	P. 7
III. 平成29年度の決算概要	P.19
IV. 金利変動リスク等	P.31
V. 資金調達	P.35

本資料の概要

当機構の概要

➔ P2~

- 産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する**水の安定的な供給の確保を図ることを目的**とする
- 我が国主要地域をカバー(総人口の約52%・H28年)
- ダム、用水路など水資源開発施設等の新改築、管理業務を実施(64事業が完成、10事業については建設中、管理する施設は52施設)

国の関与

- 資本金は全額政府出資**
- 主務大臣から指示された中期目標に基づく中期計画(4・5年間)・年度計画を機構が作成
- 中期計画は主務大臣の認可、年度計画は主務大臣への届出を要する

平成30年度計画の概要

➔ P14

事業費の縮減
(新築・改築事業を除く)

平成29年度に比較して
4%縮減

一般管理費の削減

平成29年度に比較して
2%削減

調達合理化

引き続き、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施

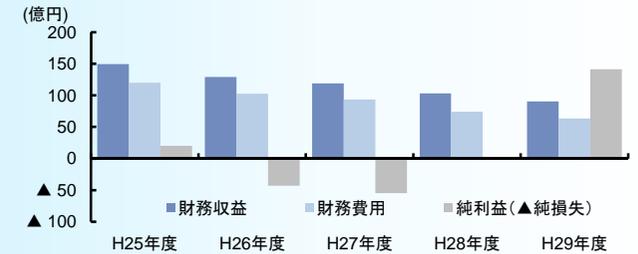
ICT等の活用

ICT等を活用し、生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化等を図る

純利益等財務データの推移

➔ P28

- 財政状態良好。毎期黒字かつ利益準備金も潤沢
 - 収入は、主に補助金や資産見返戻入
 - 当期総利益は割賦負担金からの受取利息と借入金等に対する支払利息との差額(財務損益)が大半を占める
 - 当期総利益は黒字(H29年度末時点の利益剰余金残高:807億円)



金利変動リスク等

➔ P32

- 金利変動リスク
 - 財投融資や水資源債券等の返済年限と割賦負担金の回収年限が不一致となるため、金利変動リスクが存在
 - 低金利の影響により、足許は**利息の受取超過**
 - 利益剰余金を積立金として整理し**、将来の金利上昇に備えている(807億円:H29年度末時点)
- 割賦負担金の回収リスク
 - 水資源開発施設の完成後に、利水者から利水者負担分を割賦負担金として回収するため、遅延・不履行のリスクが存在
 - 回収遅延・不履行はこれまで発生していないが**、発生した場合には**強制徴収権が行使可能**

水資源債券

➔ P37~

- 格付は**AA(R&I)**と安定的に高水準を取得
 - 財投機関債
 - 一般担保付債権
 - BISリスクウェイト10%

	リスクウェイト	一般担保
水資源債券	10%	○
地方債	0%	×
銀行債	20%	×
社債	20%	△(電力/NTTのみ)

- 定例性の高い起債(発行実績)

	発行額	年限	発行日	利率	発行価格
第13回債	60億円	3年	H27.12.18	0.100%	100.00円
第14回債	40億円	3年	H28.12.20	0.001%	100.001円
第15回債	40億円	3年	H29.12.20	0.001%	100.00円

SDGsへの貢献

➔ P39

- 当機構は、「安全で良質な水の安定的供給」(P9)、「洪水被害の防止・軽減」(P9)、「渇水対策」(P10)、「環境保全対策」(P11)、「再生可能エネルギー」(P11)といった業務を通じて、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)に貢献

当機構債への投資は、間接的な社会貢献の実施に資する投資となる





Incorporated Administrative Agency
Japan Water Agency

I. 水資源機構の概要

1. 水資源機構について
2. 水資源機構の事業
3. 業務の概要
4. 事業実施手順

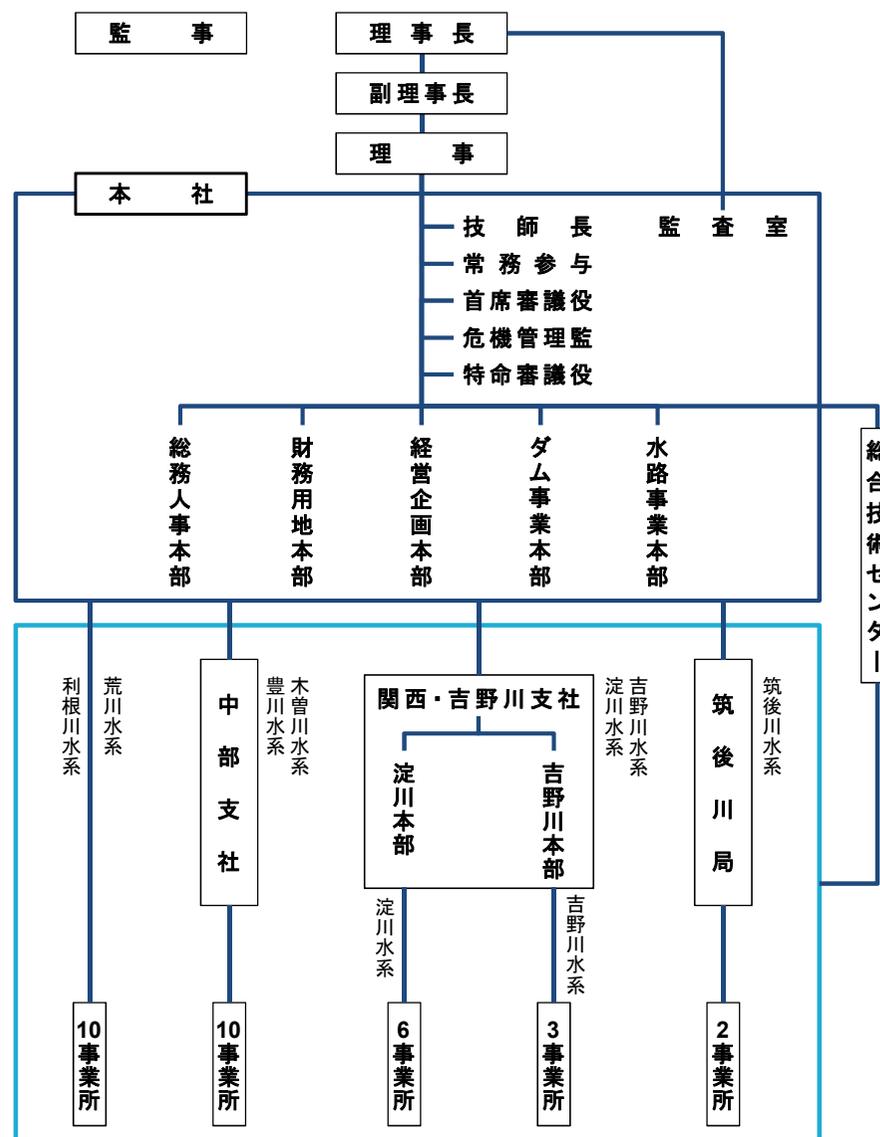
1. 水資源機構について

広範な利水・治水政策を執行する唯一の独立行政法人

組織図

平成30年4月1日現在

目的	<ul style="list-style-type: none"> 水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のためのダム、用水路など水資源開発施設の新築及び管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする (独立行政法人水資源機構法第4条 参照)
設立	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人通則法及び独立行政法人水資源機構法に基づき、平成15年10月1日に設立
沿革	<ul style="list-style-type: none"> 昭和37年5月 水資源開発公団設立 昭和43年10月 愛知用水公団を統合 平成14年12月 独立行政法人水資源機構法公布、施行 平成15年10月 独立行政法人水資源機構 設立
資本金	<ul style="list-style-type: none"> 57億5,215万9,232円 (平成30年3月31日現在)全額政府出資
主務大臣	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣
役職員数 (平成30年度定員)	<ul style="list-style-type: none"> 1,398名 (役員9名 職員1,389名)



(注) 事業所とは、総合事業部、総合事業所、建設所、総合管理所、管理所の総称です。

2. 水資源機構の事業(1)

7水系が指定

- 利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川、筑後川

我が国主要地域をカバー

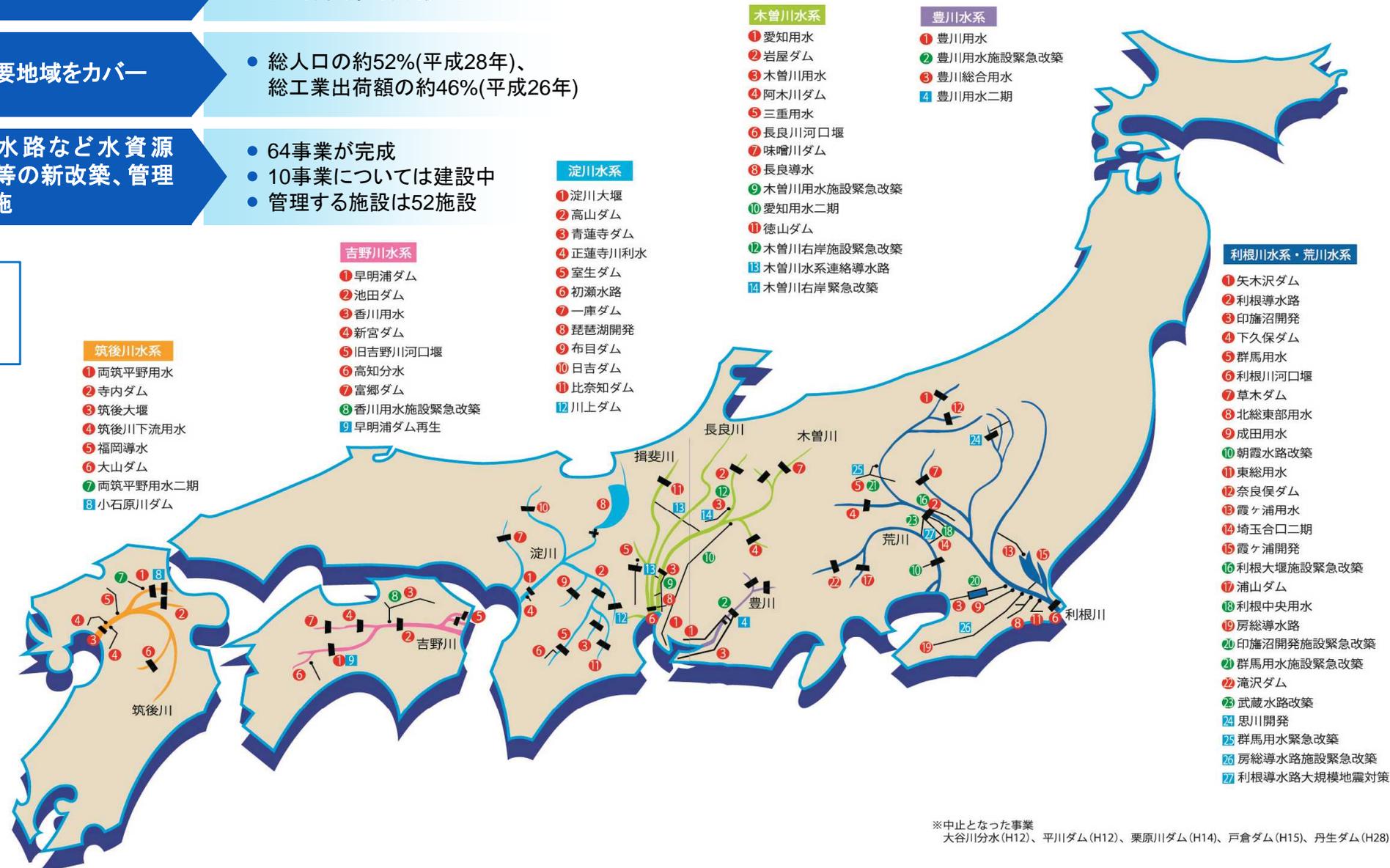
- 総人口の約52%(平成28年)、総工業出荷額の約46%(平成26年)

ダム、用水路など水資源開発施設等の新改築、管理業務を実施

- 64事業が完成
- 10事業については建設中
- 管理する施設は52施設

凡例

- 完成(新築)
- 完成(改築等)
- 事業実施中



※中止となった事業
大谷川分水(H12)、平川ダム(H12)、栗原川ダム(H14)、戸倉ダム(H15)、丹生ダム(H28)

2. 水資源機構の事業(2)

水資源機構の事業実施場所

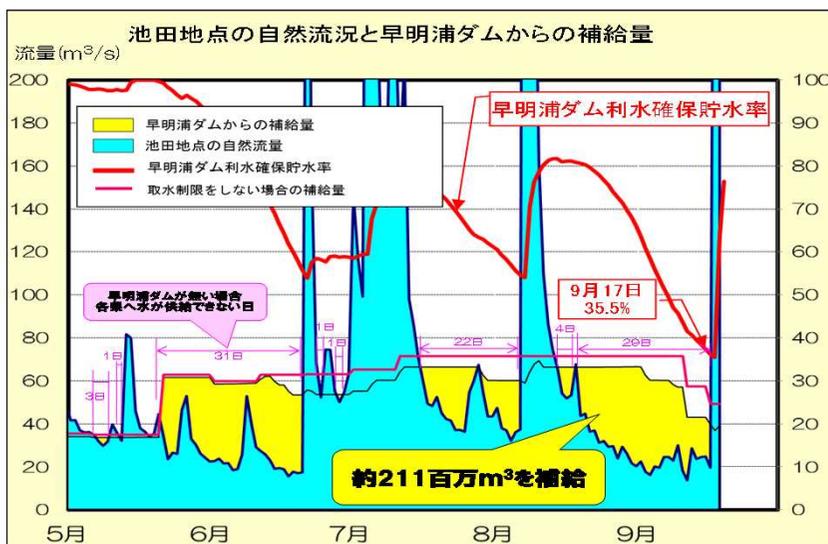
- 水資源開発水系として指定されている、利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川で、主に、ダム・用水路等の新築・改築及び管理を実施

水資源機構の事業の状況

- 10事業のダム・水路等施設の新築・改築事業を実施中
- 52施設の管理を実施中

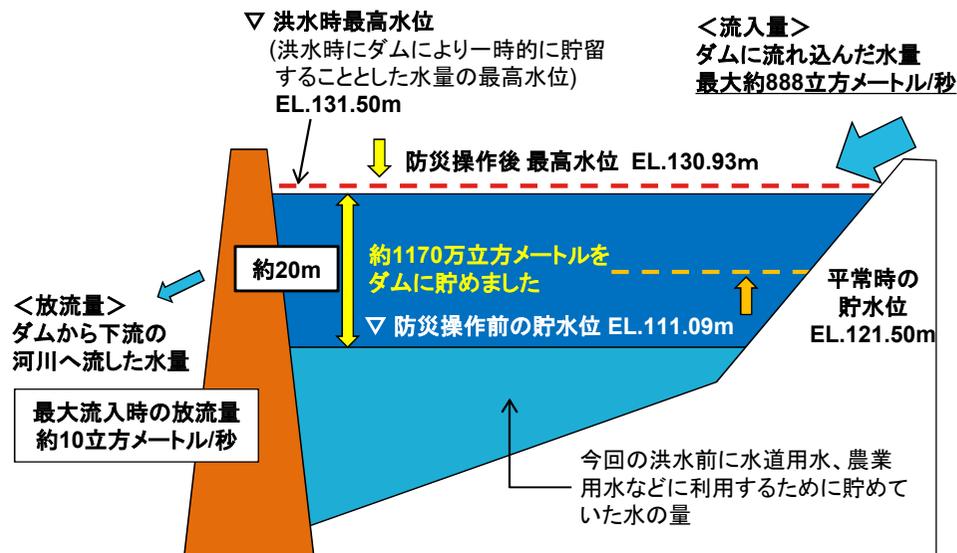
施設の主な役割

- ダムの主な役割：洪水調節、生活や産業に必要な水の補給等
- 水路の主な役割：農業用水、水道用水、工業用水の供給



池田地点の自然流況と早明浦ダムからの補給量

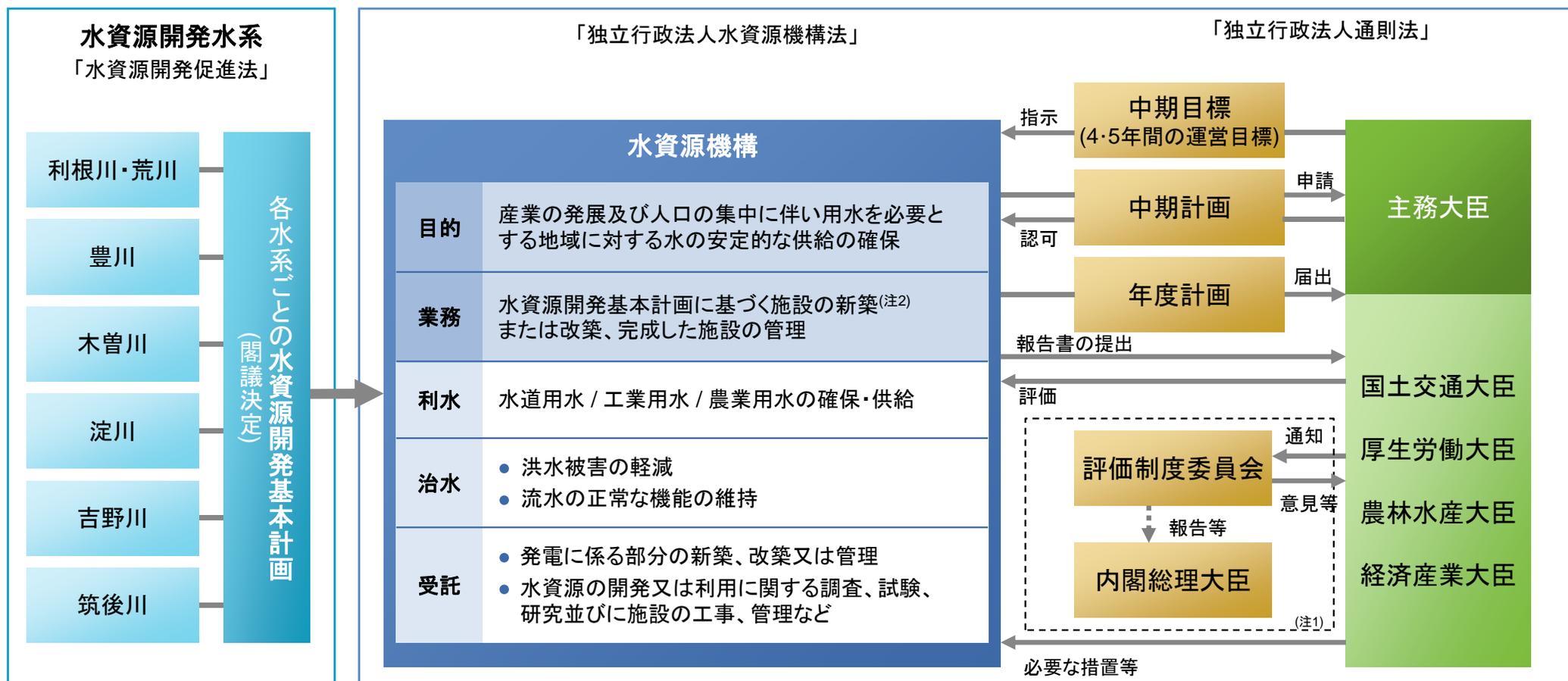
(出典) 国土交通省四国地方整備局



寺内ダムにおける防災操作

3. 業務の概要

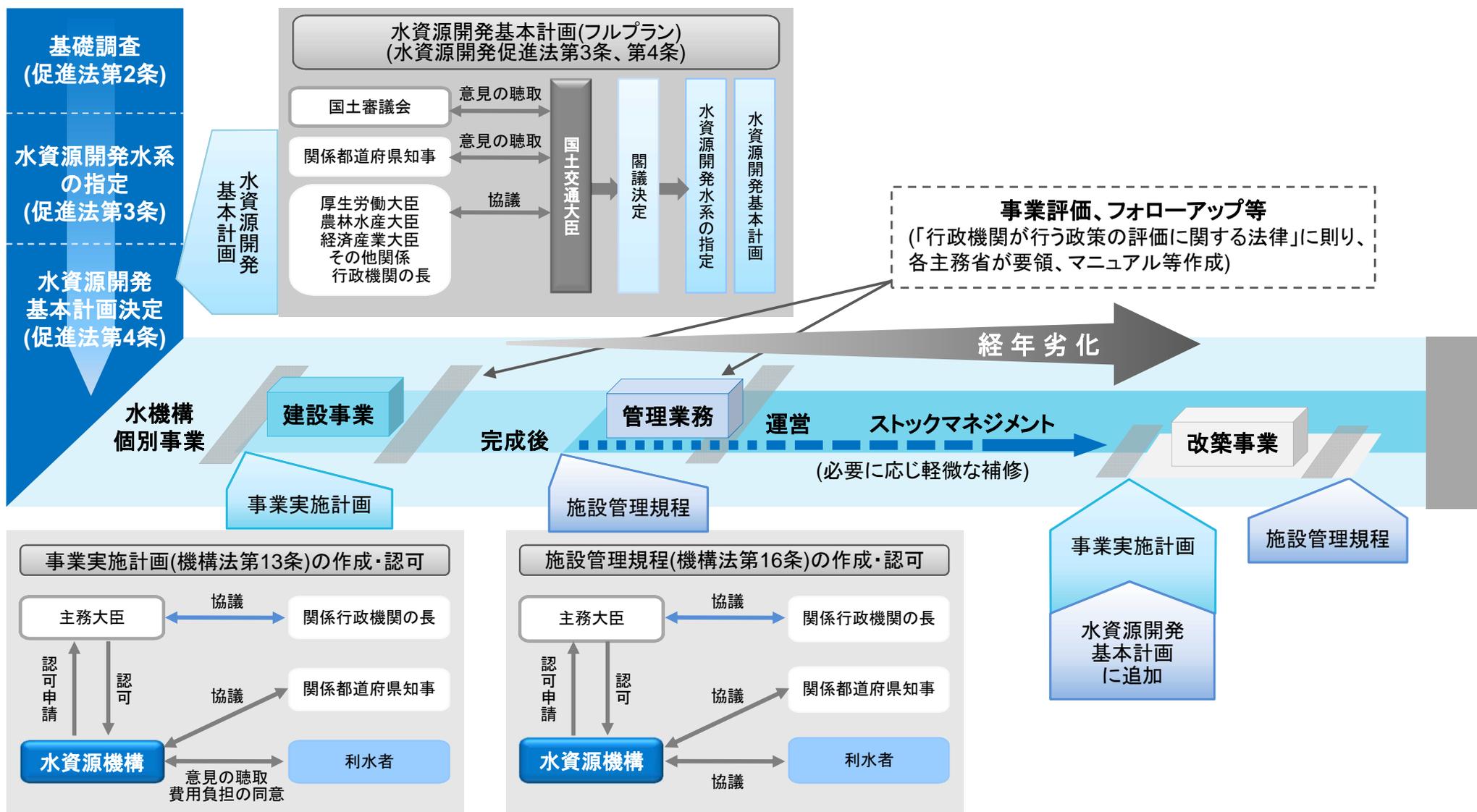
- 水資源開発基本計画(フルプラン)に基づいて、事業を実施。
- 主務大臣から指示された中期目標に基づく中期計画(4・5年間)・年度計画を機構が作成し、中期計画は主務大臣の認可、年度計画は主務大臣への届出を要する。
- 毎年度及び中期目標期間終了後、業務の実績及び自己評価に関する報告書を主務大臣に提出し、評価を受ける。



(注1) 中期目標期間の最終年度のみ
(注2) 水の供給量を増やすものは着手済み事業等のみ

4. 事業実施手順

- 計画の内容や費用の負担などについて、それぞれの段階の手続きを経て関係行政機関の長、関係都道府県知事、関係利水者等と協議や意見聴取などを行い合意形成を図っている。



Ⅱ. 平成29年度の業務実績等

1. 平成29年度業務実績に対する評価
2. 平成29年度の業務実績
3. 平成30年度計画の概要
4. ダム事業の検証作業
5. 独立行政法人改革
6. 海外社会資本への我が国事業者の参入の促進に関する法律について

1. 平成29年度業務実績に対する評価

(URL http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000069.html)

業務実績評価

	S	A	B	C	D
評点分布状況	0項目	4項目	13項目	0項目	0項目

総合評定

● 法人全体に対する評価(全文)

水資源機構の目的であり、法人自ら経営理念として掲げている「安全で良質な水を安定して安くお届けする」ことについて、洪水被害の防止・軽減、危機的状況への的確な対応をはじめとした各評価項目における様々な取り組みの結果として着実に行われており、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。

特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。

特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

● 総合評定 B

(中期目標における所期の目標を達成していると認められる。)

● 評定理由

項目別評定は、主要と認められる業務の一部にAがあるものの、多くの業務についてBであり、また、全体の評価を引き下げる事象もなかったため、Bとした。

独立行政法人の評価に関する指針(抜粋)

1 項目別評定

① 項目別評定と評定区分

- 項目別評定は、原則、中期目標で定めた項目を評価単位として評価を行う。
- 評定区分は、S、A、B(標準)、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。^(注)

② 根拠の合理的かつ明確な記述

- 評定を付す際には、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述する。
- 目標で設定した難易度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることにについて考慮する。

2 総合評定

① 総合評定と評定区分

- 総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、評語による評定を付して行う。
- 評定は、S、A、B(標準)、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。

② 総合的な視点からの記述

- 総合評定を行うに当たっては、項目別評定を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味して評価を行う。
- 各項目について設定された重要度を考慮する。

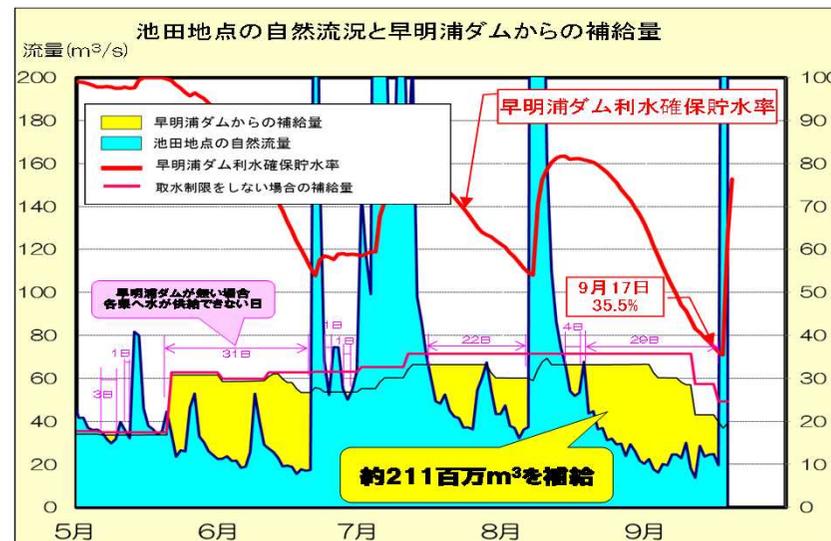
(注) 評定区分が平成25年度「SS、S、A、B、C」から平成26年度以降「S、A、B(標準)、C、D」に変更

2. 平成29年度の業務実績 (1)

(URL <http://www.water.go.jp/honsya/honsya/outline/tyuki/index.html#03>)

① 安全で良質な水の安定した供給

- 水道用水、工業用水、農業用水の利水者に対し、安定的かつ過不足なく必要な水量を供給した。
- 吉野川水系では、6月から9月中旬にかけて少雨の影響により河川流量が減少し、安定的な水利用のため早明浦ダムから東京ドーム約170杯分にあたる約2.1億 m^3 の補給を行った。また、香川用水ではきめ細かな分水操作を行い、最大35%カットの取水制限(第二次)を行ったが、時間断水等は回避した。さらに取水制限が強化された場合に、貯留水を水道用水として補給する計画だった香川用水調整池では、利水者の負担軽減を目的に、臨時にポンプを稼働し貯留水の水質改善に努めた。
- 管理する全52施設において、水質管理計画を作成・運用し、これに基づき、選択取水設備等の運用による水質保全対策等を実施した。
- 第三者等に起因する13施設17件の油類流出等の事故に対して、利水者等との迅速な情報共有と的確な対策を実施し、水質被害の拡大を防止した。

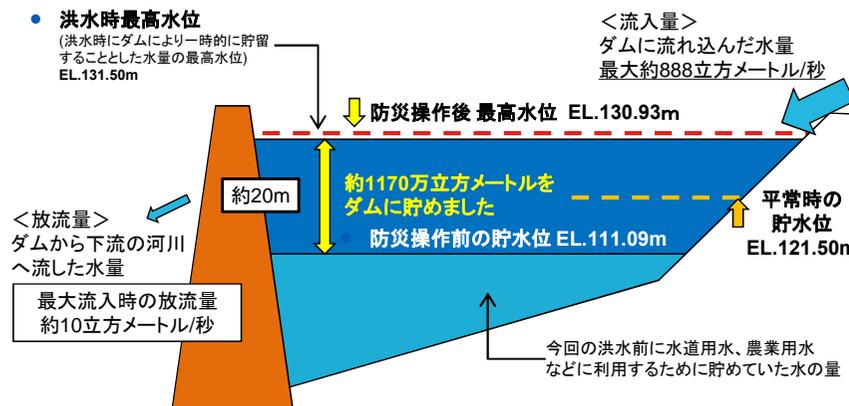


池田地点の自然流況と早明浦ダムからの補給量

(出典) 国土交通省四国地方整備局

② 洪水被害の防止・軽減

- 洪水調節を目的に含む全23ダムのうち、18ダムで延べ43回の洪水調節を実施し、ダム下流域の洪水被害の防止・軽減を図った。
- 「平成29年7月九州北部豪雨」により、寺内ダムでは、ダムの計画高水流量をはるかに超える約888 m^3/s を記録したが、貯水容量の約98%まで洪水を貯留し、堤防から洪水が越水しないと仮定した場合、ダム下流約8kmの金丸橋地点の水位を約3.38m低下させたと推定される。
- 高山ダムにおいて、ダムの計画規模を超える洪水に対応する異常洪水対応演習を行い、特別防災操作等の訓練を実施して防災対応の流れ等を再確認した。



2. 平成29年度の業務実績 (2)

③ 危機的状況への的確な対応

- 今後発生が予想されている最大級の地震動に対する施設被害の防止・軽減のため、ダム・水路等施設の耐震性能の強化を図り、安全性に係る信頼を高めるための耐震性能照査や耐震補強を実施した。
- 「平成29年7月九州北部豪雨」では、緊急災害対策支援本部を設置し、延べ203名の職員を福岡県朝倉市及び東峰村に派遣し、ドローン撮影等による被災状況調査、流木等の仮置き場の提供、ポンプ車の派遣等を行い、被災地の早期復旧に貢献した。
- 平成29年2月の東京都小笠原村(小笠原諸島の父島)と平成30年2月の福岡県新宮町相島の湧水時では、可搬式浄水装置の貸し出しと職員による的確な技術指導を行い、各島の湧水対策に貢献した。
- 関係機関との連携強化及び危機管理能力の向上を図るため、国等との連携訓練など延べ369回の危機管理訓練を実施した。



ドローン操作状況



被災状況調査(福岡県朝倉市)



装置の運転技術指導(相島)

④ 確実な施設機能の確保

- 水路等施設の全20施設で機能診断調査を実施するとともに、豊川用水、愛知用水、三重用水及び木曾川用水で機能保全対策を実施した。
- ダム定期検査を管理8ダムで適切に実施し、このうち5ダムにおいて、現地視察会を開催することで、利水者との情報共有を図った。また、効率的・効果的な維持管理の実施を目的に、管理開始30年以上を経過したダムを対象に実施するダム総合点検については、平成29年度は該当がなかった。

⑤ 計画的で的確な施設の整備(ダム等事業及び用水路等事業)

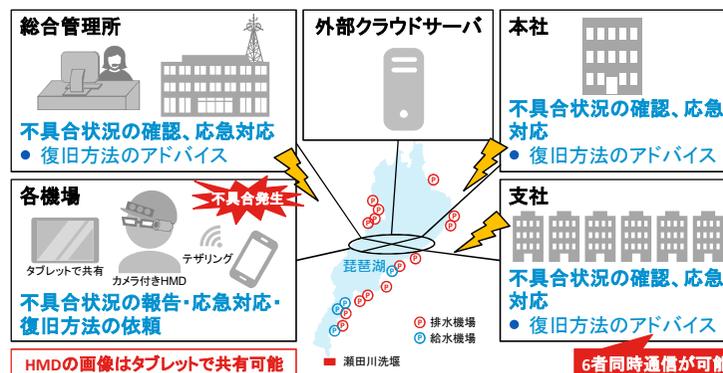
- 小石原川ダム建設事業については、ダム本体の基礎掘削工事が完了し、盛立て工事に着手した。川上ダム建設事業は、9月にダム本体工事の契約を締結し、河川の流れを替える転流に向けた準備工事に着手した。
- 両筑平野用水二期事業については、分水工等改築工事、用水路管理制御処理設備工事等実施し、計画どおり事業が完了した。
- 豊川用水二期、群馬用水緊急改築、利根導水路大規模地震対策、房総導水路施設緊急改築等の改築事業を着実に推進した。

ダム洪水吐き工事
(小石原川ダム)併設水路工事
(豊川用水東部幹線)

2. 平成29年度の業務実績 (3)

⑥ 機構が有する技術力の維持・向上

- HMD(ヘッドマウントディスプレイ)を活用した「不具合対応支援システム」など管理業務におけるICT等の積極的活用を図った。とくに琵琶湖開発総合管理所における「不具合対応支援システム」などは広域に多数点在する多種多様な施設等の維持管理の効率化等に向けた具体的な方法を示す成果の提供などが高く評価され、平成29年度土木学会技術賞(1グループ)を受賞した。
- 民間企業と共同出願した「緊急油圧装置及びこの緊急油圧装置を用いた緊急駆動装置」の特許を取得した。なお、この装置は機構及び国や県が管理するダムにおいて活用されている。



琵琶湖開発総合管理所におけるシステム構成



カメラ付HMD装着状況

⑦ 環境の保全、機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用

- 環境保全対策を講じた4事業でモニタリング調査を実施。川上ダムでは、国指定特別天然記念物のオオサンショウウオを保全するために設置した人口巣穴等を、モニタリング調査によりオオサンショウウオが利用していることを確認した。
- 再生可能エネルギーをより一層活用するため、第3期中期目標期間中に予定していた全ての管理用小水力発電設備及び太陽光発電設備の整備が完了し、運用を開始した。
- 温室効果ガスの排出抑制については、グロスの排出量は初夏の少雨に伴う取水量の増加により目標を1%上回ったが、再生可能エネルギーの利用による排出抑制量は計画を上回る抑制量を達成したため、ネットの排出量は目標値を下回り、温室効果ガスの排出削減を推進した。建設副産物の有効利用等は、全項目で目標値を達成した。

⑧ 広報・広聴活動の充実

- 記者発表を215件行い、これらの情報提供をもとに新聞等(専門紙含む。)に635件の記事が掲載された。
- 緊急時において、ホームページを通じた迅速かつ的確な情報発信を行うとともに、洪水時の施設の防災操作について、水位情報等と合わせて記者発表を行った。
- 「水の日」及び「水の週間」の各種行事に取り組み、47施設で施設見学会等を開催するなど、積極的な広報活動を展開した。

2. 平成29年度の業務実績 (4)

⑨ 機構の技術力を活用した技術支援

- 学会・専門誌等に論文等を90題発表し、これまでに蓄積された機構の技術力の広範な提供と積極的な情報発信を行った。
- 国内外の他機関から29件の業務を受託し、これまでに機構が培ってきた知識や経験などの技術力を活用した支援を実施した。
- (独)国際協力機構(JICA)からの研修の受託等により、海外から264名の研修生を受入れ、機構が蓄積した技術情報・知識等を提供した。
- JICA長期派遣専門家として2カ国に延べ2名、短期専門家を1名派遣したほか、アジア開発銀行及びアジア開発銀行研究所に各1名を派遣し、機構が蓄積した技術情報・知識等を海外機関等に提供した。

⑩ 内部統制の強化と説明責任の向上

- ISO55001に沿った機構のアセットマネジメントシステム(AMS)について、適正な運用に努めるとともに、認証機関等によるチェックを受けることにより、継続的な業務改善、内部統制の強化を図った。
- 法令遵守等の講習会等を延べ334回実施。また、外部有識者による倫理委員会を2回開催し、コンプライアンス推進の取組報告・審議等を行った。
- 入札・契約手続の透明性・客観性を高めるため、契約監視委員会及び入札等監視委員会を各4回開催した。

⑪ 機動的な組織運営、効率的な業務運営

- 施設のリアルタイム状態監視、点検の簡素化・高度化等を目的とする試行技術について、7箇所の事務所で導入を進め、モニタリングを開始するとともに、導入効果の評価方法を検討した。
- WEB会議システムについて、防災業務時等の情報伝達ツールとしても活用し、「平成29年7月九州北部豪雨」の災害支援でも、図面や写真などの共有などに活用した。
- 「維持管理業務等民間委託拡大計画」に基づき、民間委託の拡大を進め、委託率の目標を達成した。

⑫ コスト縮減の推進

- 事業費については、年度計画の目標(平成24年度と比較して21%縮減)を上回る22.8%縮減を達成した。
- 一般管理費については、年度計画の目標(平成24年度と比較して15%削減)を上回る17.8%削減を達成した。
- 人件費については、人事制度の抜本的見直し、独自の給与抑制措置等により、対国家公務員指数は103.6となり、目標(中期計画等の目標:平成21年度比較10ポイント減)を達成した。
- 「水資源機構コスト構造改善プログラム」に基づく取組により、総合コスト改善率を8.8%とした。

3. 平成30年度計画の概要 (1)

(URL <http://www.water.go.jp/honsya/honsya/outline/tyuki/index.html#04>)

- 第4期中期計画に基づき事業を実施することとしており、平成30年度に計画している建設事業及び主な効率化目標は以下のとおり。

1. ダム等事業の進捗計画

事業名	主務大臣	目的					進捗計画
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工場用水	
思川開発	国土交通大臣	○	○		○		道路工事等の進捗を図る
木曾川水系連絡導水路	国土交通大臣		○		○	○	諸調査等を実施する(ダム検証 ^(注1) を実施中)
川上ダム建設	国土交通大臣	○	○		○		本体工事等の進捗を図る
小石原川ダム建設	国土交通大臣	○	○		○		本体工事や道路工事等の進捗を図る

2. 用水路等事業の進捗計画

事業名	主務大臣	目的					進捗計画
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工場用水	
豊川用水二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣			○	○	○	大規模地震対策の改築工事の進捗を図る
群馬用水緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣			○	○		老朽化対策の改築工事の進捗を図り、事業を完了させる
利根導水路大規模地震対策 ^(注3)	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣			○	○	○	大規模地震対策の改築工事の進捗を図る
房総導水路施設緊急改築	厚生労働大臣 経済産業大臣				○	○	老朽化対策及び大規模地震対策の改築工事の進捗を図る
木曾川右岸緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣			○	○	○	老朽化対策の改築工事の進捗を図る

(注1) ダム検証:「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目(平成27年10月国土交通省水管理・国土保全局長通知)」に基づき、臨時的にかつ一斉に行っているダム事業の再評価

(注2) 平成29年3月31日付けで事業実施計画廃止認可を受けた丹生ダム建設事業については、国土交通省のダム事業の検証に関する対応方針を踏まえ、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事を計画的かつ的確に実施し、平成38年度までに完了する。

(注3) 当該事業で対策を行う施設のうち、利根大堰及び秋ヶ瀬取水堰には、河川浄化用水の取水・導水を含む。

(注4) 上記進捗計画は、下記のような機構の裁量外である事項を除いて設定したものであり、変更となる可能性がある。

- 国からの補助金の各年度予算の変動
- 水資源開発基本計画等、国において決定される計画、行政機関が行う政策評価に関する法律に基づく個別事業の事業評価、他の事業主体により実施される水源地対策の進捗状況、その他の他律的な事項
- 自然災害、希少動植物の発見による環境保全、その他の予想し難い事項

3. 平成30年度計画の概要 (2)

事業費の縮減
(新築・改築事業を除く)

平成29年度に比較して4%縮減

一般管理費の削減

平成29年度に比較して2%削減

調達合理化

引き続き、公正性・透明性を確保
しつつ合理的な調達を実施

ICT等の活用

ICT等を活用し、生産性の向上、安全
性の確保、業務の効率化等を図る

4. ダム事業の検証作業

ダム事業については、年度計画に基づき計画的に進捗を図ってきたところであるが、平成21年12月25日、国土交通省から「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業を選定する考え方について」が発表され、直轄・機構ダム30事業、補助ダム53事業の合計83事業が、検証対象とされた。機構事業も以下のように区分された。

- 事業を継続して進めるもの 滝沢ダム建設事業、大山ダム建設事業、武蔵水路改築事業
- 検証の対象とするもの 思川開発事業、木曾川水系連絡導水路事業、川上ダム建設事業、丹生ダム建設事業、小石原川ダム建設事業

その後、国土交通省に設置された「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」によって平成22年9月27日に「中間とりまとめ」が示され、9月28日には国土交通大臣から水資源機構理事長に対し、ダム事業の検証に係る検討を進めるよう指示があり、同日付の「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」により具体的な検討方法が示された。

水資源機構における検証対象の5事業のうち、小石原川ダム建設事業、川上ダム建設事業及び思川開発事業は「継続」、丹生ダム建設事業は「中止」との対応方針を国土交通省が決定。(小石原川ダム:H24.12.6 事業継続決定、川上ダム:H26.8.25 事業継続決定、思川開発事業:H28.8.25 事業継続決定、丹生ダム建設事業:H28.7.20 事業中止決定)

残る、木曾川水系連絡導水路事業については、中部地方整備局とともに「関係地方公共団体からなる検討の場」を設け、検証に係る検討を鋭意進めているところ。

「検討の場」

思川開発事業	第1回幹事会(H22.12.24)、第2回幹事会(H23.6.29)、第3回幹事会(H24.6.29)、第4回幹事会(H27.11.9)、第5回幹事会(H27.12.25)、第6回幹事会(H28.3.29)、第1回及び第7回幹事会(H28.6.21)
木曾川水系連絡導水路事業	第1回幹事会(H22.12.22)、第2回幹事会(H23.4.27)、第1回(H23.6.1)、第3回幹事会(H27.11.11)
川上ダム建設事業	第1回幹事会(H23.1.19)、第2回幹事会(H24.3.23)、第3回幹事会(H24.10.1)、第4回幹事会(H24.12.13)、第5回幹事会(H25.3.1)、第1回及び第6回幹事会(H26.5.23)
丹生ダム建設事業	第1回幹事会(H23.1.18)、第2回幹事会(H24.8.28)、第3回幹事会(H25.3.26)、第4回幹事会(H25.9.3)、第1回・第5回幹事会(H26.1.16)
小石原川ダム建設事業	第1回(H23.3.18)、第2回(H23.12.15)、第3回(H24.3.27)、第4回(H24.8.10)

5. 独立行政法人改革

独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)

- 本法人の吉野川局について、その機能を維持しつつ、関西支社との組織統合の実現のため、利水者及び関係府県との調整を行う。
- 用水路管理業務については、「維持管理業務等民間委託拡大計画」に基づき民間委託を拡大する。また、その他の業務も含め、定年退職者の活用によりコストの縮減を図る。

当機構における対応状況

- 利益剰余金の取り扱いについては、第4期中期計画においても、引き続き国及び利水者の今後の負担軽減を図る観点から、後年度における経常的な管理経費の縮減や施設の老朽化により増加傾向にある維持管理費の負担を抑制するため、関係機関と調整を行った上で、主務大臣による積立金の承認(約227億円)を受け活用することとした。
- 民間委託の拡大については、平成23年12月に「独立行政法人水資源機構維持管理業務等民間委託拡大計画」を策定し、管理に係る業務量全体に対する民間委託率の目標値を拡大することとした。平成24年度からはモデル地区において民間委託拡大に係る試行業務を実施し、「コスト比較」、「受注業者の確保」及び「信頼性の確保」の観点から検証を行った。この検証結果と平成25年12月の閣議決定を踏まえ、民間委託の拡大又は定年退職者の活用によりコスト縮減を図ることとし、民間委託拡大計画で定める平成29年度末の民間委託目標値を引き上げるなど、同計画の改定を平成26年3月に決定した。取組の結果、平成29年度末の民間委託率は、目標値を達成し、今後も取組を継続することとしている。また、民間委託以外の形で他の主体に任せる業務についても、広報資料館の管理運営、管理用道路の維持管理等について、移管に向けた協議を進めている。なお、管理用道路の一部については移管したところであり、広報資料館については、引き続き運営の無人化等により、経費縮減を着実に進めている。
- 吉野川局の機能を維持しつつ、関西支社との組織統合を行うことについて、利水者及び関係府県との調整を行った結果、組織統合についての一定の理解が得られたため、平成27年4月に吉野川局と関西支社の組織統合を実現した。

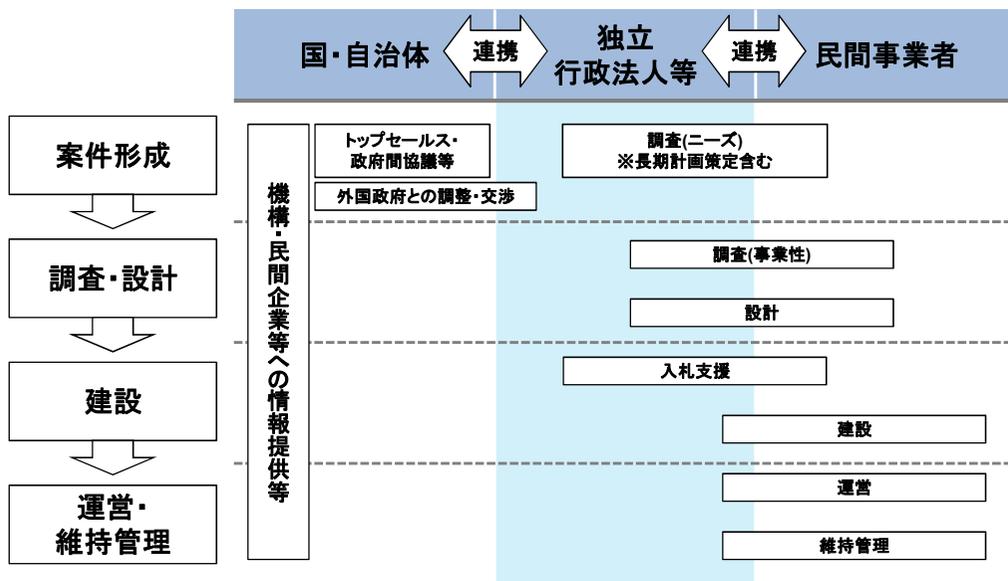
※ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)に基づく総務省によるフォローアップは平成29年をもって終了している。

6. 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律について

【概要】「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(海外インフラ展開法)」が平成30年8月31日に施行された。水資源機構は、**民間事業者の海外展開を促進するため、国土交通大臣が定める基本方針に従い、水資源の開発又は利用であって海外において行われるものに関する調査、測量、設計、試験、研究及び研修の業務(海外調査等業務)を実施することとなった。**

- 水資源機構は、これまで培ってきた知見・ノウハウを最大限に活用し、海外における調査やコンサルティング、設計、入札支援、施工監理、完工後の施設管理支援を本格的に実施
- これにより、我が国企業が事業の各段階に参入することが飛躍的に容易なものとなる。

- 水資源機構と国土交通省は、水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」を設置し、水資源分野における海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入を図るための取組を開始し、平成30年8月31日に第1回全体会議を実施



水資源機構等の独立行政法人等の役割(イメージ図)



水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会
(平成30年8月31日)

(このページに記載はありません)

Ⅲ. 平成29年度の決算概要

1. 貸借対照表
2. 主要な資産の動向
3. 主要な負債の動向
4. 利益剰余金の動向
5. 損益計算書
6. キャッシュフロー計算書

1. 貸借対照表

平成30年3月31日(単位:百万円)

資産の部	金額
I 流動資産	91,757
現金及び預金	31,757
有価証券	21,790
割賦元金	36,997
その他(未収金等)	1,212
II 固定資産	3,486,933
事業用固定資産	2,853,024
建物	25,269
構築物	2,596,625
機械装置	71,356
土地	152,128
その他(工具器具備品等)	7,644
一般管理用固定資産	7,699
建設仮勘定	282,615
投資その他の資産	343,594
投資有価証券	10,716
割賦元金	326,107
その他(長期前払消費税等)	6,770
資産合計	3,578,691

負債の部	金額
I 流動負債	67,580
一年内償還予定水資源債券	6,000
一年内返済予定長期借入金	38,893
その他(未払金等)	22,687
II 固定負債	3,426,309
資産見返負債	3,115,143
資産見返補助金等	2,852,348
建設仮勘定見返補助金等	254,421
資産見返仮勘定	8,373
水資源債券	8,000
長期借入金	276,577
退職給付引当金	25,633
その他(受託事業前受金等)	955
負債合計	3,493,890

純資産の部	金額
I 資本金(政府出資金)	5,752
II 資本剰余金	△1,679
III 利益剰余金	80,728
純資産合計	84,801
負債・純資産合計	3,578,691

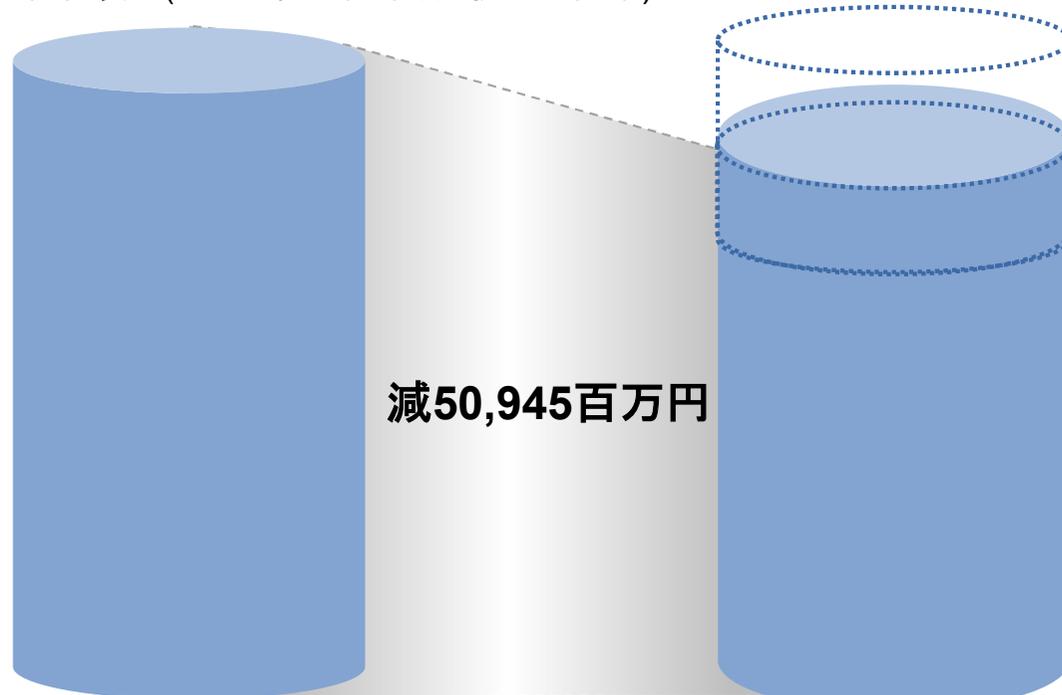
(注) 百万円未満は切り捨てとしている

2. 主要な資産の動向 (1)

① 事業用固定資産

- 形態別に分類し計上

- 構築物(ダム、水路、堰本体)
- 建物(管理事務所、管理用宿舎)
- 機械装置(ダム制御用設備、選択取水設備)外



H28年度末

2,903,969百万円

H29年度末

2,853,024百万円

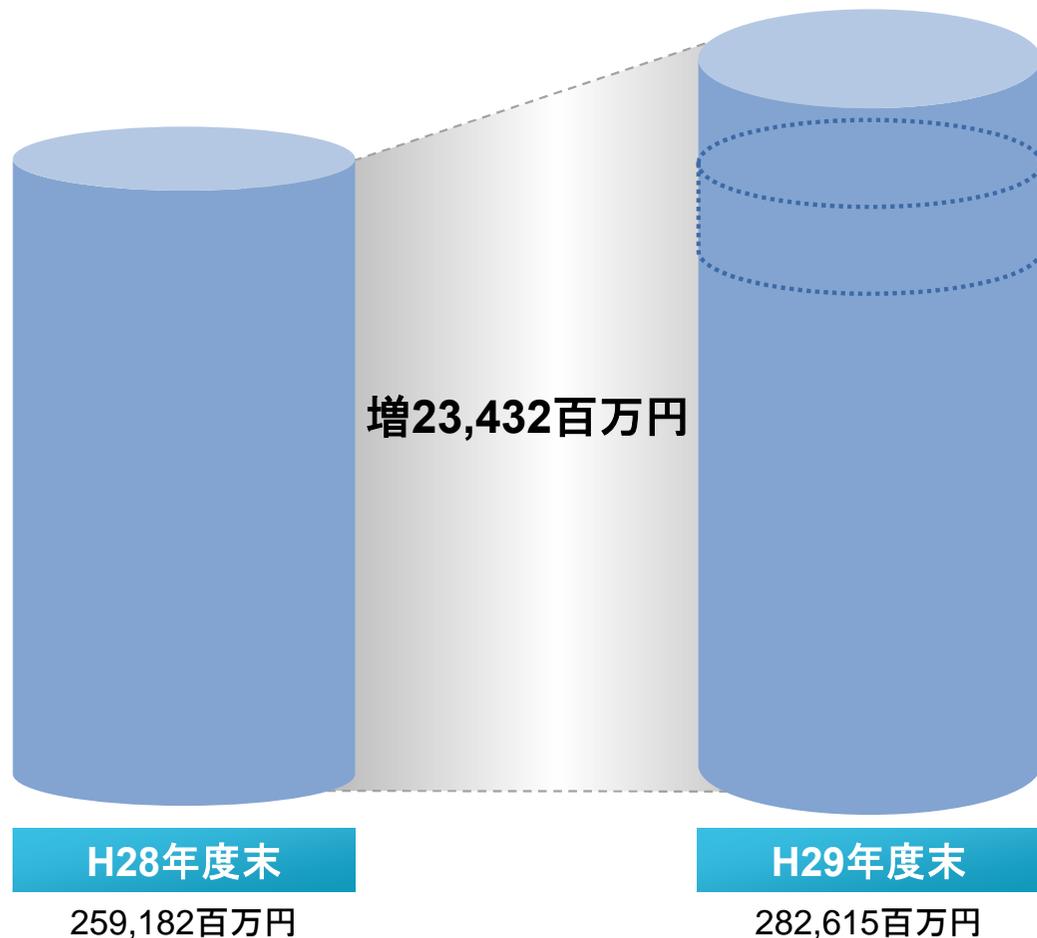
(注) 単位未満は切り捨てとしている

増	25,129百万円
要因	
● 管理業務等の実施に伴う取得	3,533百万円
● 積立金活用による取得	4,945百万円
● 事業完了に伴う振替 両筑平野用水二期	16,650百万円
減	76,074百万円
要因	
● 減価償却	73,796百万円
● 除却	2,117百万円
● 減損	160百万円

2. 主要な資産の動向 (2)

② 建設仮勘定

- ダム・用水路等の新築・改築事業等の実施に係る経費(建設利息を含む)等を計上



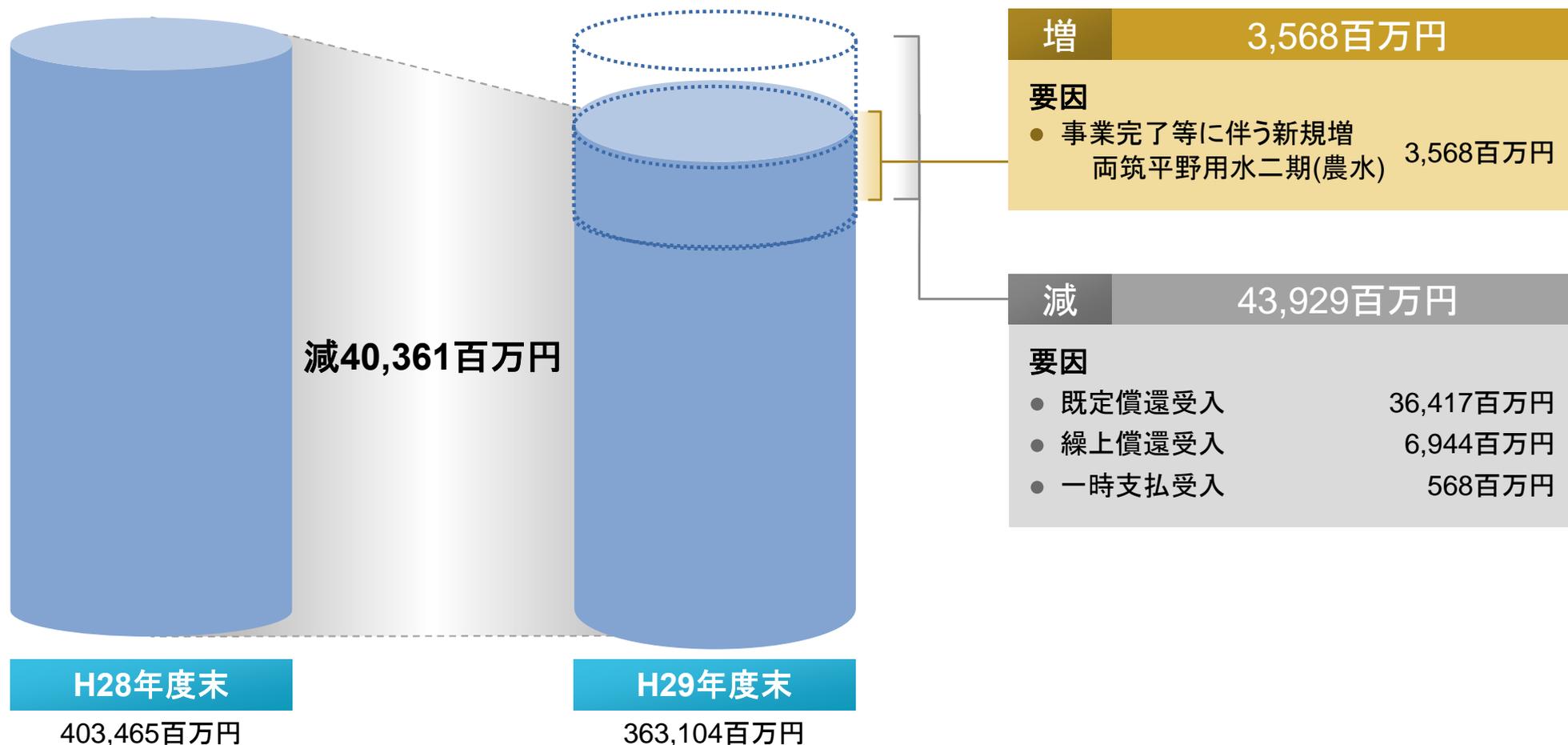
(注) 単位未満は切り捨てとしている

増	44,256百万円
要因	
● 建設事業の進捗	42,960百万円
● 管理業務実施に伴う計上 (仕掛中のもの)	1,296百万円
減	20,824百万円
要因	
● 事業完了に伴う振替 両筑平野用水二期	18,018百万円
● 資産取得に伴う振替(管理)	2,755百万円
● 減損(資産取得とならなかったもの)	51百万円
<参考> 両筑二期 資産計上額との差	
● 撤去・修繕費として費用処理	942百万円
● 受託業務費として費用処理	1百万円
● 割賦元金へ振替(建設利息分)	423百万円
	計1,367百万円

2. 主要な資産の動向 (3)

③ 割賦元金

- 新築・改築事業に借入金等を充当し、事業完了後利水者より割賦等償還を受けることとなる金額を計上

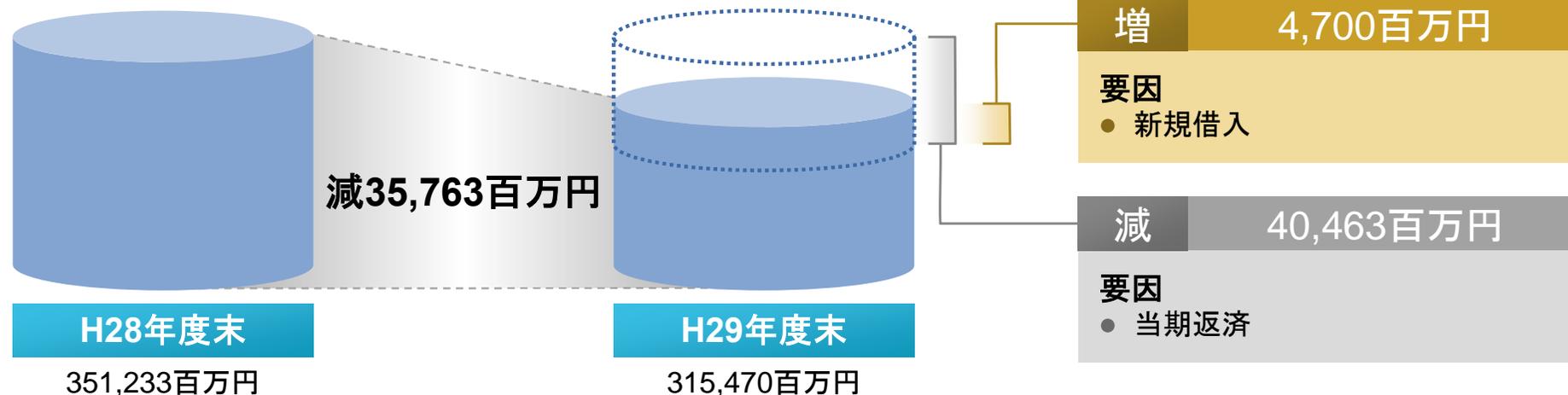


(注1) 単位未満は切り捨てとしている

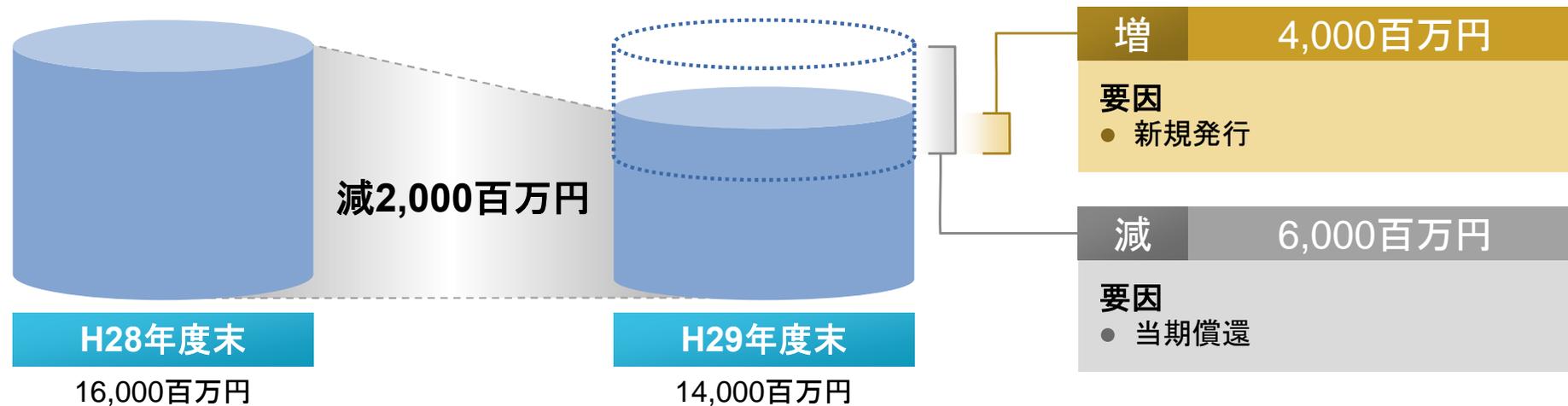
(注2) 流動資産と固定資産に計上している金額の合計を記載

3. 主要な負債の動向 (1)

④ 長期借入金(財政融資資金)



⑤ 水資源債券



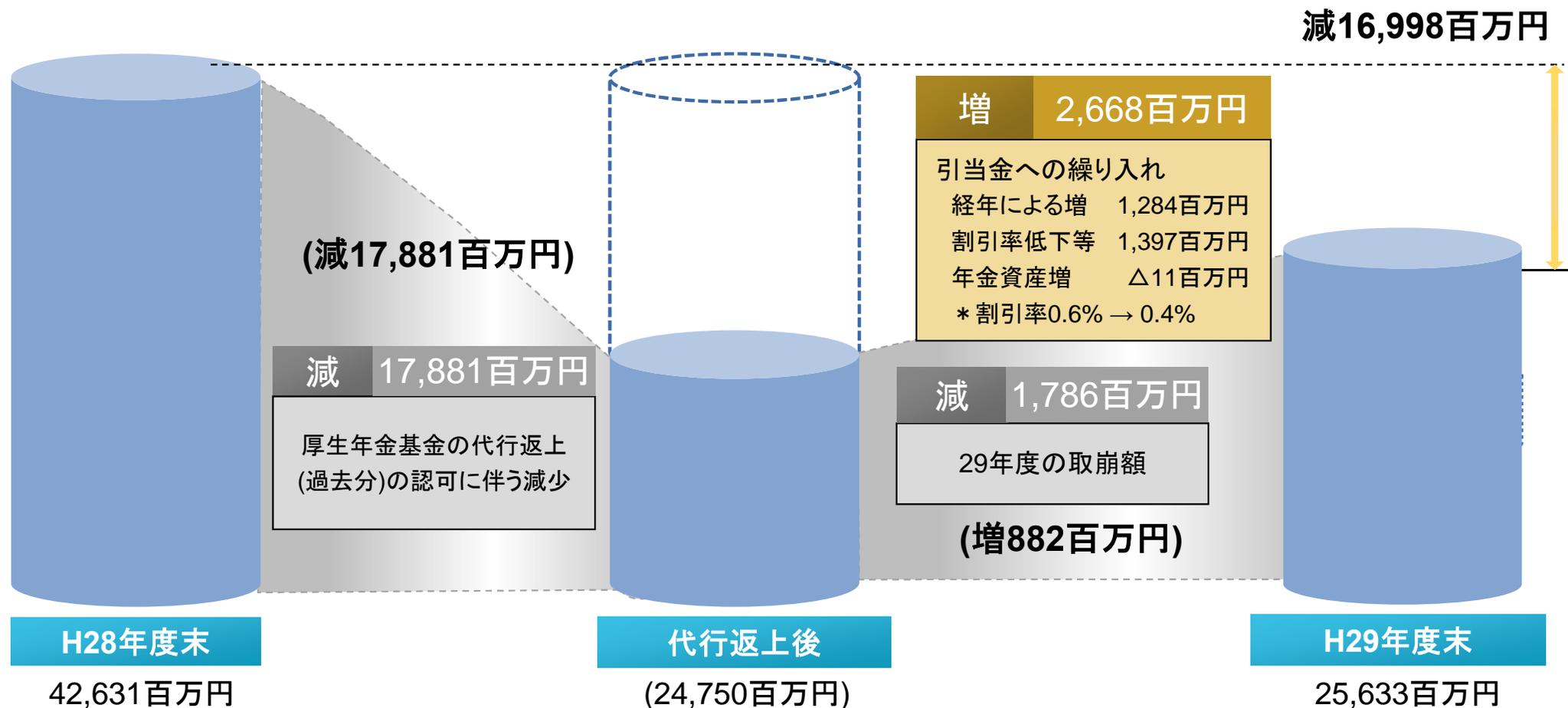
(注1) 単位未満は切り捨てとしている

(注2) 流動負債と固定負債に計上している金額の合計を記載

3. 主要な負債の動向 (2)

⑥ 退職給付引当金

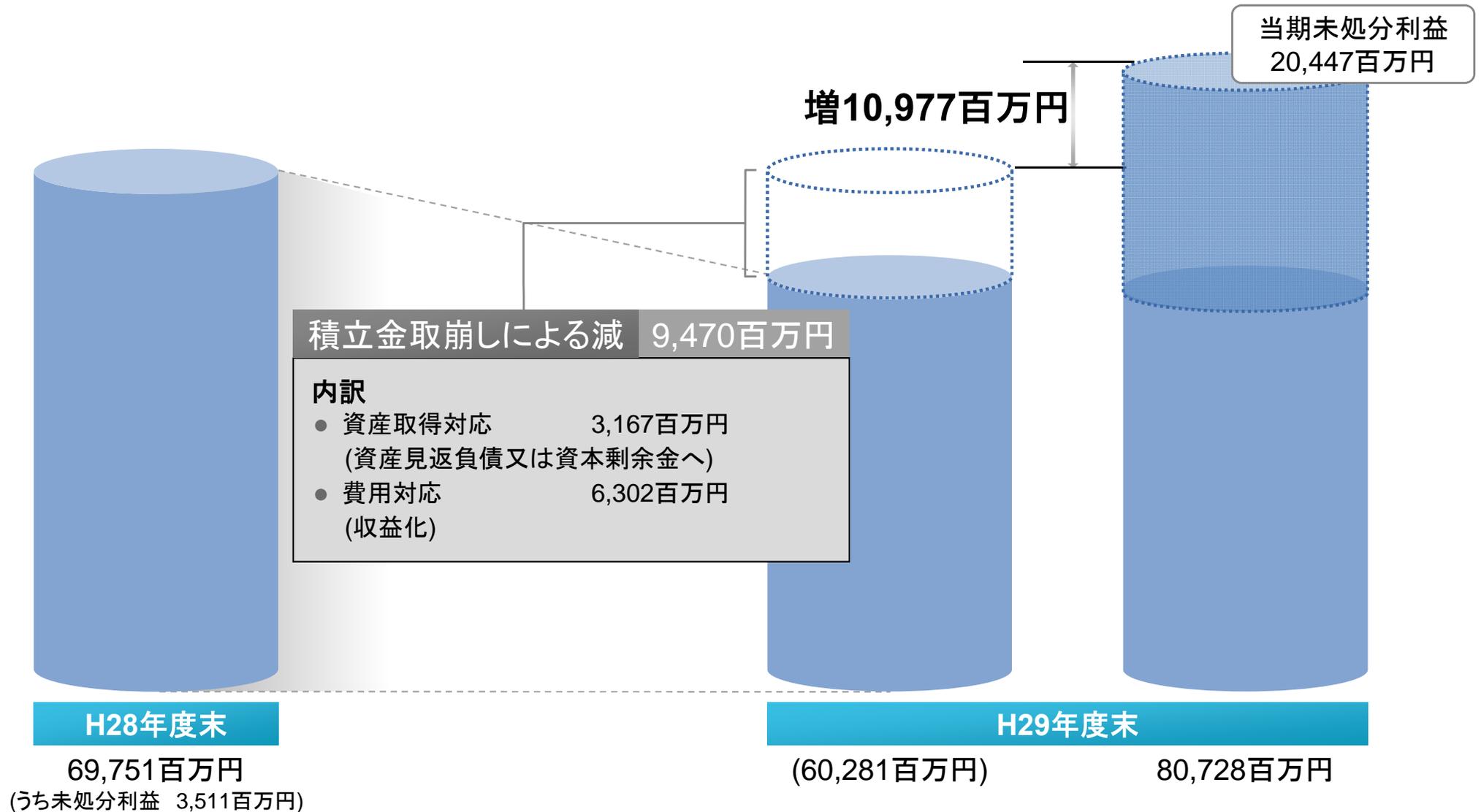
- 役職員へ支給する退職手当、確定給付企業年金から支払われる年金給付などに係る引当金を計上



(注) 単位未満は切り捨てとしている

4. 利益剰余金の動向

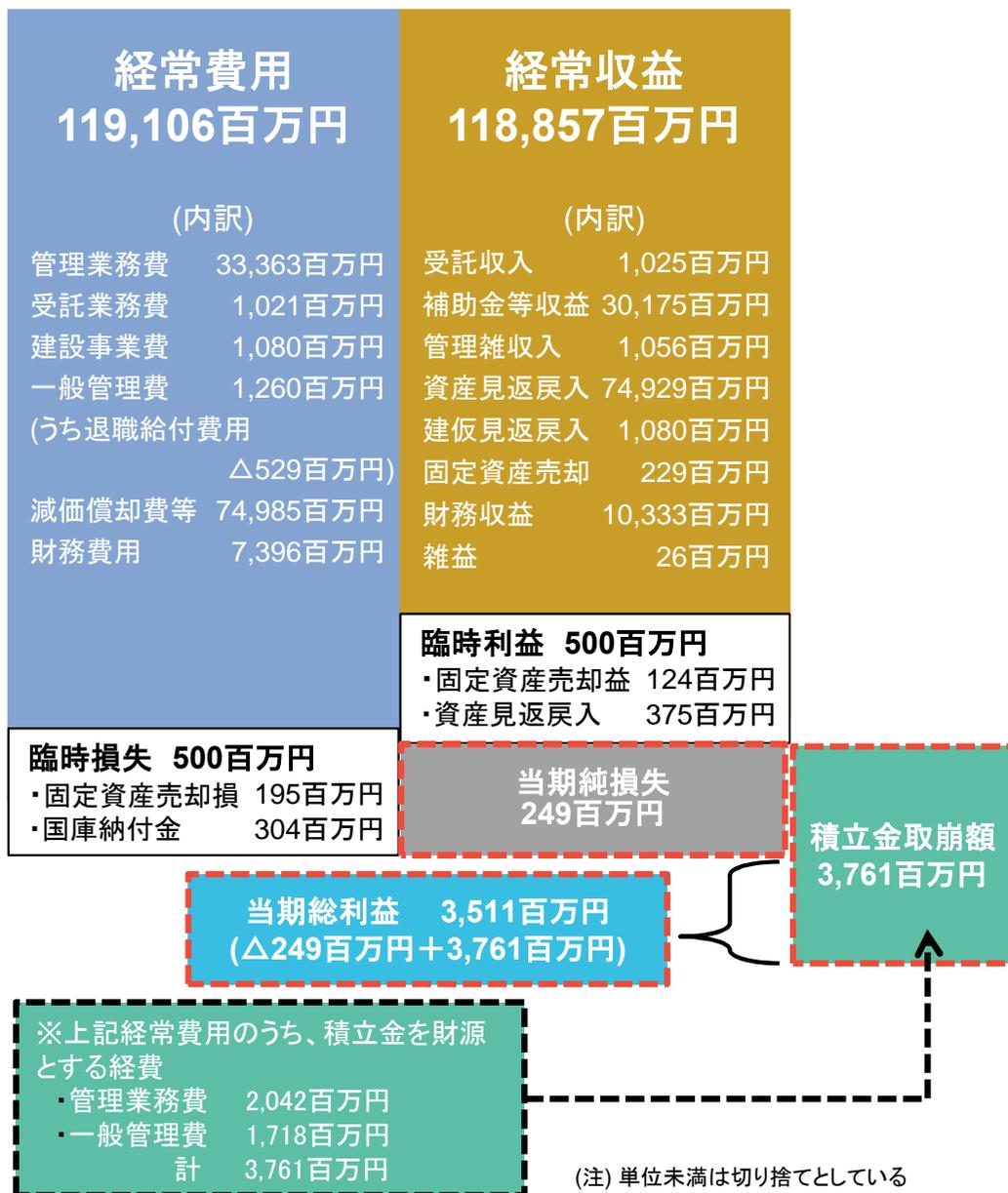
利益剰余金



(注) 単位未満は切り捨てとしている

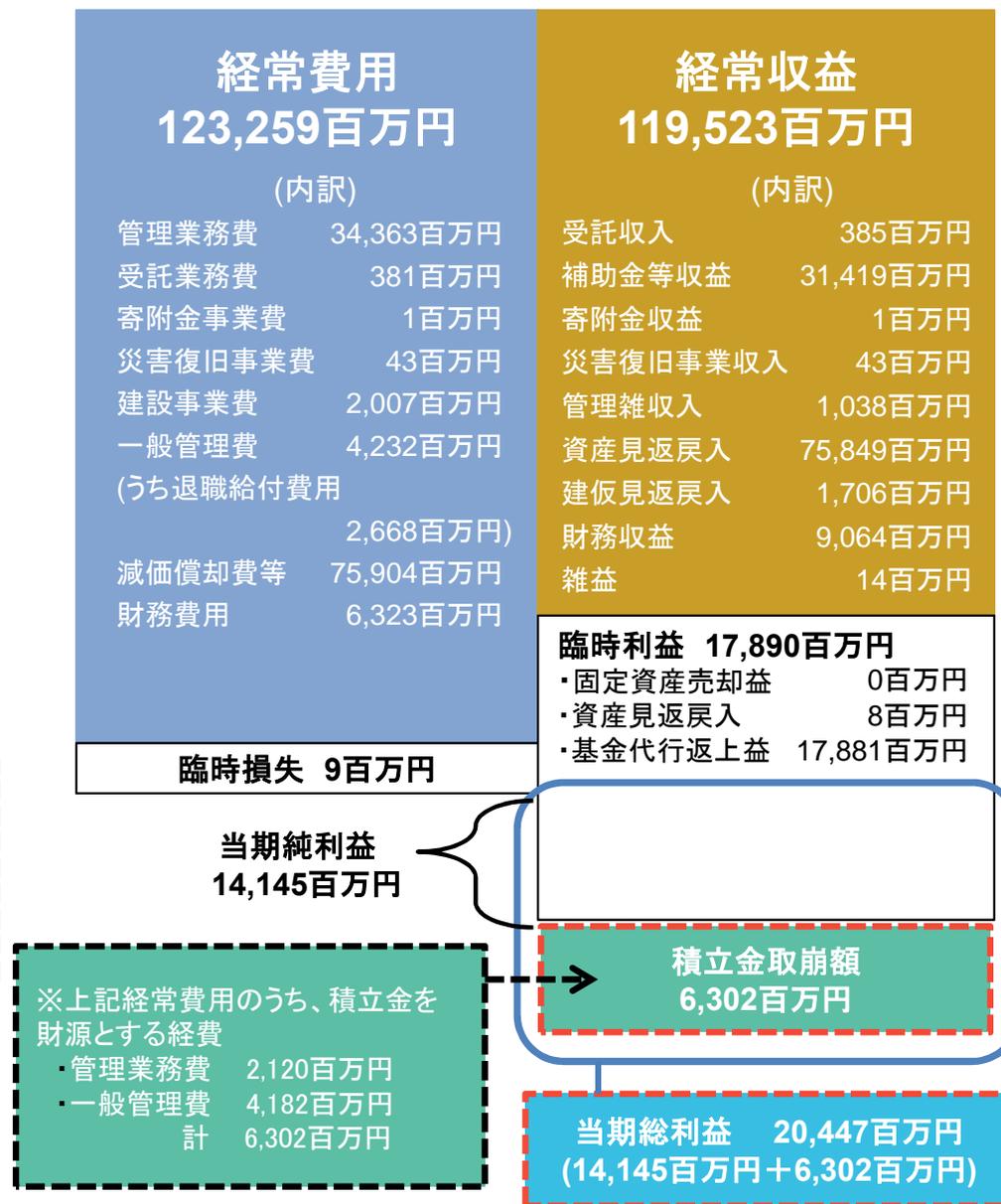
5. 損益計算書 (1)

平成28年度



(注) 単位未満は切り捨てとしている

平成29年度



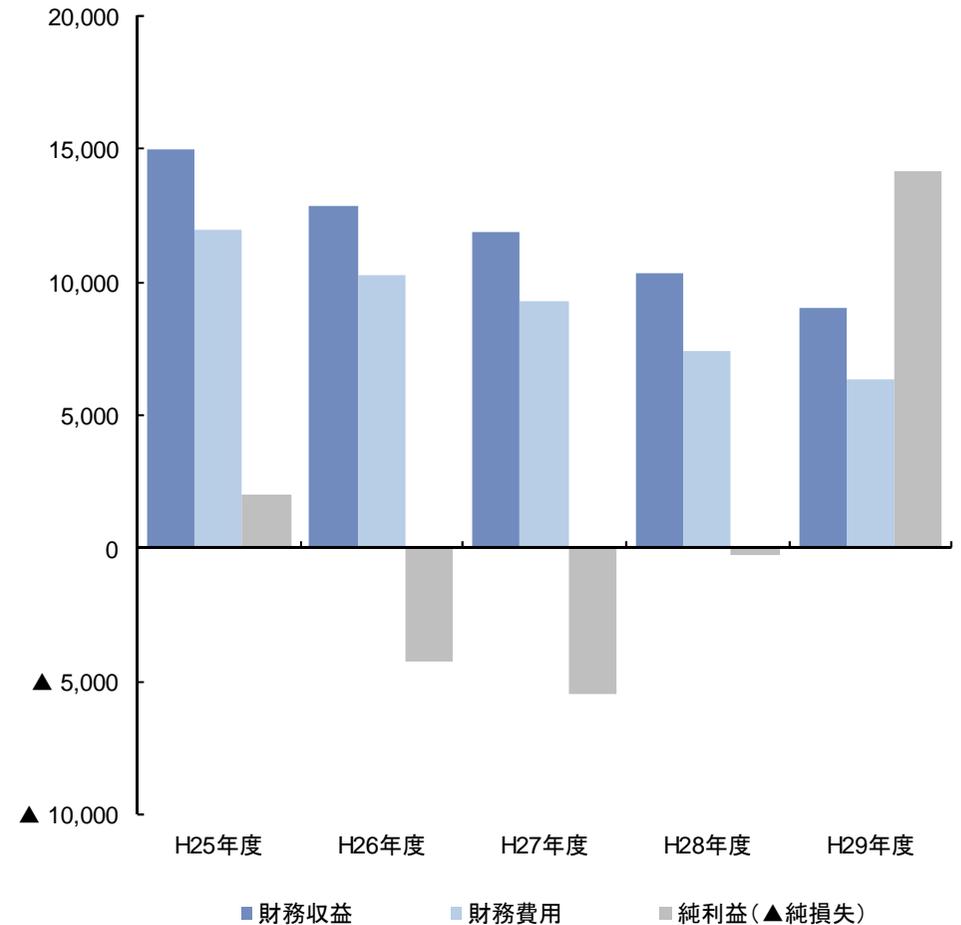
5. 損益計算書 (2)

純利益等財務データの推移

(単位: 百万円)

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
経常利益	119,489	119,331	127,809	118,857	119,523
財務収益①	14,961	12,902	11,870	10,333	9,064
経常費用	117,493	123,615	137,838	119,106	123,259
財務費用②	11,982	10,251	9,325	7,396	6,323
財務収支差①-②	2,979	2,650	2,545	2,937	2,740
臨時損益	0	0	4,557 <small>(注1)</small>	0	17,881 <small>(注2)</small>
純利益(△純損失)	1,995	△ 4,284	△ 5,471	△ 249	14,145
退職給付費用(△)等③	1,927	△ 2,434	△ 4,271	529	△ 2,668
積立金取崩額	3,982	6,730	7,912	3,761	6,302
退職給付引当金負担軽減積立金④	0	2,461	4,271	0	2,668
当期総利益(△当期総損失)	5,977	2,446	2,441	3,511	20,447
退職給付費用の影響③+④	1,927	27	0	529	0
利益剰余金	90,746	82,857	73,310	69,751	80,728

(単位: 百万円)



(注1) 27年度に計上した臨時損益は「退職給付会計基準改正に伴う調整額」である。

(注2) 29年度に計上した臨時損益は「厚生年金基金代行返上益」であり、この額は「退職給付費用の影響」には含まれていない。

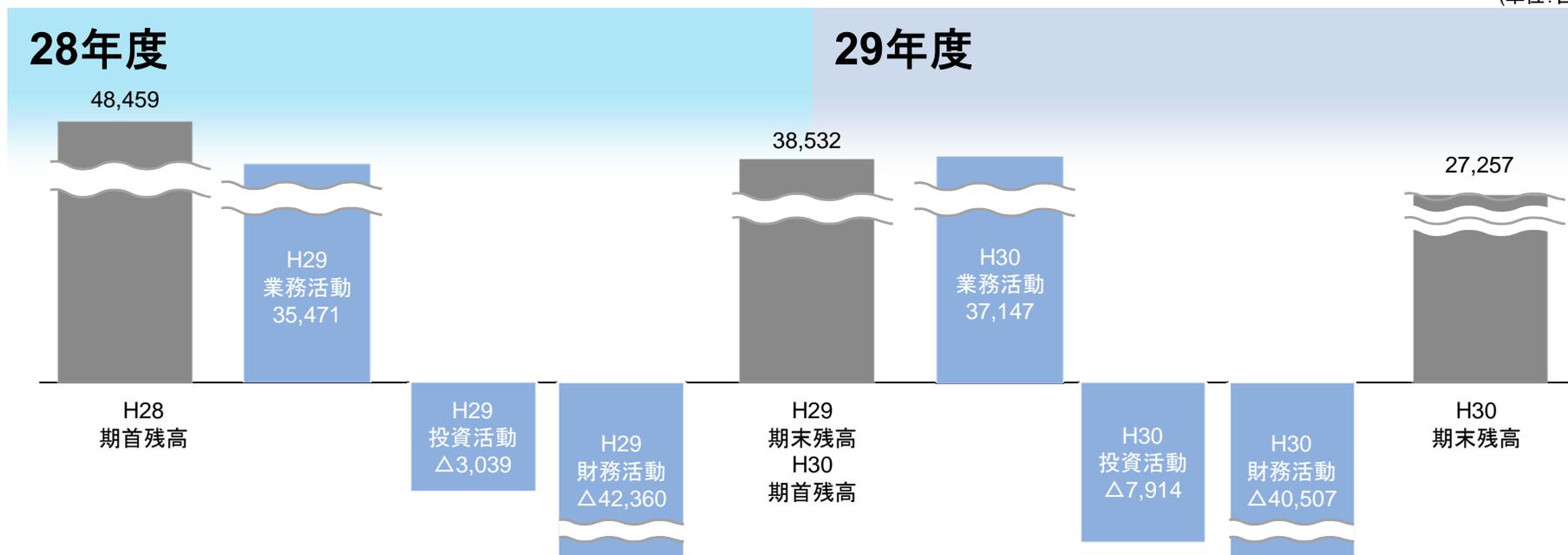
(注3) 単位未満は切り捨てとしている

6. キャッシュ・フロー計算書

(単位: 百万円)

区 分	28年度			29年度		
	イン	アウト	フロー	イン	アウト	フロー
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	128,353	△ 92,881	35,471	134,066	△ 96,918	37,147
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	100,939	△ 103,978	△ 3,039	85,500	△ 93,414	△ 7,914
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	8,491	△ 50,851	△ 42,360	8,691	△ 49,199	△ 40,507
IV 資金に係る換算差額			0			0
V 資金増加額			△ 9,927			△ 11,274
VI 資金期首残高			48,459			38,532
VII 資金期末残高			38,532			27,257

(単位: 百万円)



(注) 単位未満は切り捨てとしている

(このページに記載はありません)

IV. 金利変動リスク等

1. 金利変動リスク
2. 割賦負担金の回収リスク

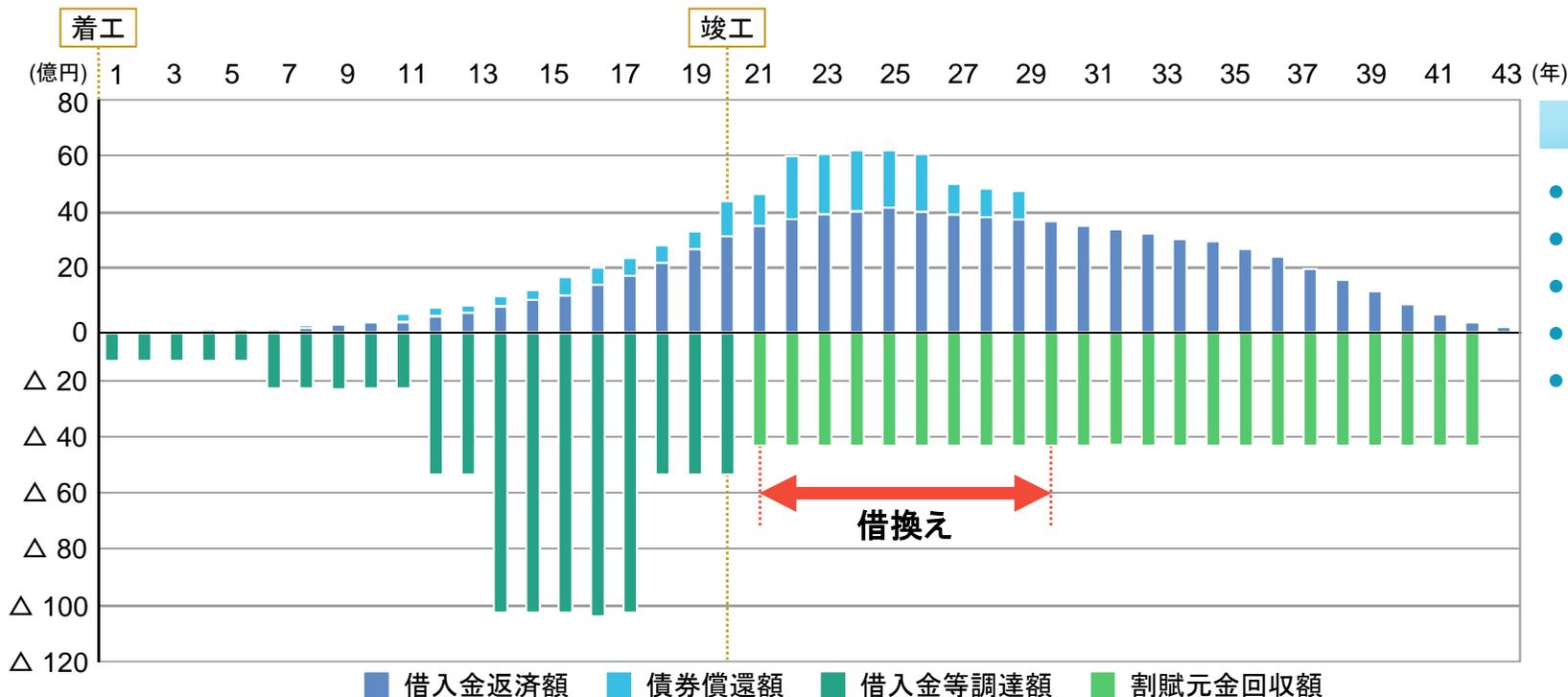
1. 金利変動リスク (1)

発生要因

● 資金回収の特性

- 財政投融资や水資源債券等の返済年限と割賦負担金の回収年限が不一致。
 例：財政投融资からの借入金は25年元金均等払(借入後5年据置)、債券は3・10年満期一括償還
 ⇔ 割賦負担金の回収条件は23年元利均等払
- 債務返済期間の前半は借換えが必要であるのに対して、後半は資金余剰が発生。

概念図



前提

- 工期 20年
- 回収期間 23年(都市用水)
- 資金調達額 900億円 利率2%
- 調達比率 借入金:債券=4:1
- 年度別調達額
 - 1年目から5年目 10億円
 - 6年目から10年目 20億円
 - 11年目から12年目 50億円
 - 13年目から17年目 100億円
 - 18年目から20年目 50億円

1. 金利変動リスク (2)

対応策

● 現在の状況

- 低金利の影響によって、借換資金の調達金利が低く、利息の受取超過の状況。

● 今後、想定されるリスク

- 金利上昇の度合いによって、支払利息が超過する可能性が存在。

● 対応策

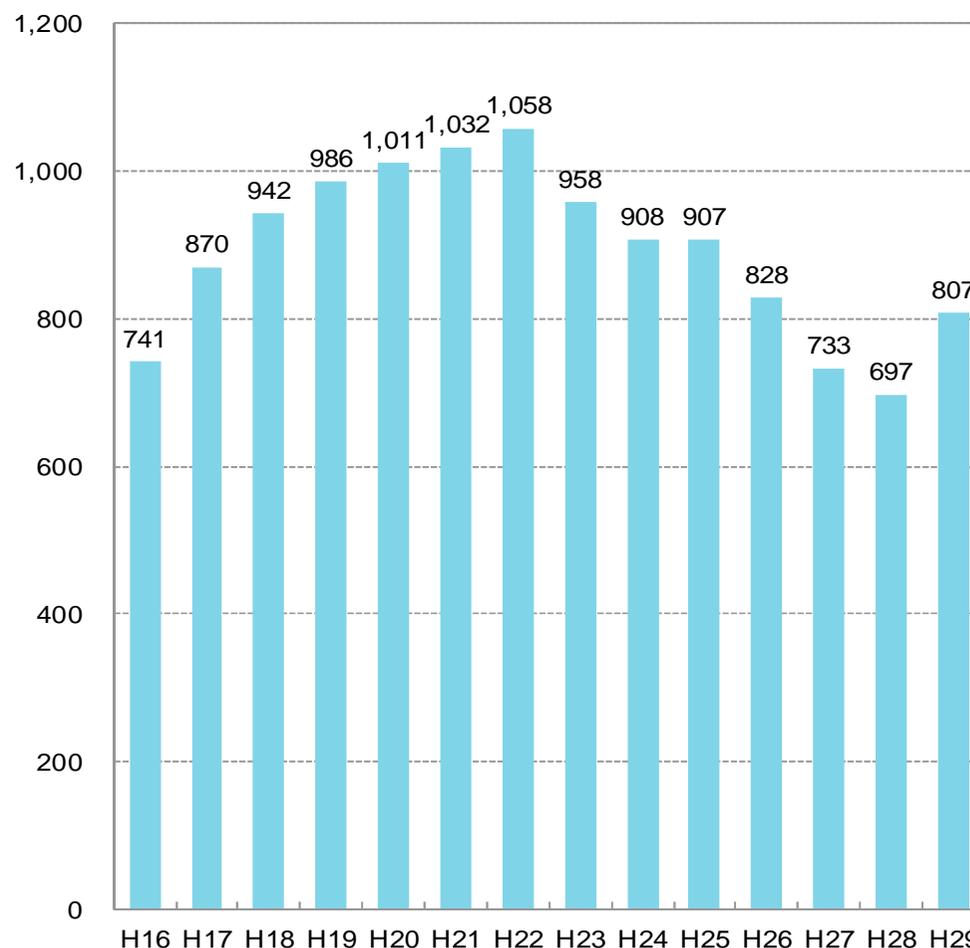
- 毎事業年度に生じる利益を積立金として整理し、将来の金利変動に備えている。

独立行政法人通則法第44条(利益及び損失の処理)

第1項 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

利益剰余金の推移

(単位:億円)



(注) 単位未満は切り捨てとしている

2. 割賦負担金の回収リスク

- 割賦負担金について
 - 水資源開発施設の完成後に、利水者から利水者負担分を割賦負担金として回収。
⇒ 一般的には当該回収について、遅延・不履行のリスクが考えられる。
 - 水資源開発施設の建設事業は、事業実施計画を作成する上で、関係行政機関の長や関係都道府県知事と計画の内容について協議や意見聴取を行い、また、関係利水者からは、あらかじめ費用負担の同意を得た上で実施している(参照:P.6「事業実施手順」の図)。
- これまで回収遅延・不履行は発生していない。
- 発生した場合には、強制徴収権を行使できる。
 - 国税・地方税に次ぐ先取特権が与えられている(機構法第28条)。

独立行政法人水資源機構法 第28条(強制徴収)の概要

1. 負担金をその納期限までに納付しない者があるときは、都道府県知事又は機構は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。
2. 都道府県知事又は機構は、上記の規定により督促をするときは、納付義務者に対し督促状を発する。
3. 都道府県知事又は機構は、督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金及び延滞金を納付しないときは、都道府県知事にあつては地方税の滞納処分の例により、機構にあつては国土交通大臣の認可を受けて国税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。
4. 上記の徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

V. 資金調達

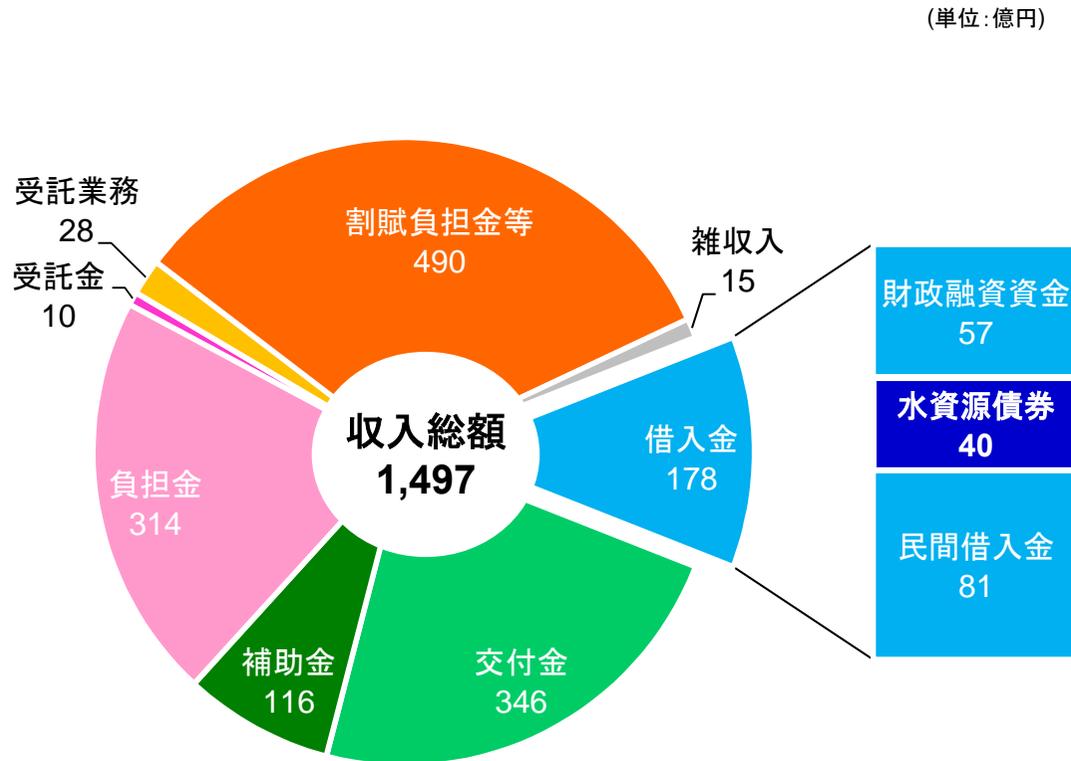
1. 平成30事業年度予算額 収入総額
2. 水資源債券
3. 持続可能な開発目標(SDGs)への貢献

[参考] 費用負担の構造

1. 平成30事業年度予算額 収入総額

- 機構の収入は交付金、補助金、負担金、借入金等によって構成されている。

資金調達額推移



(注) 単位未満は四捨五入としている

(単位:億円)

	当初計画額	
	財政融資資金	財投機関債
平成13年度	703	100
平成14年度	533	130
平成15年度	457	130
平成16年度	330	150
平成17年度	250	150
平成18年度	150	110
平成19年度	223	150
平成20年度	115	90
平成21年度	127	90
平成22年度	105	85
平成23年度	103	85
平成24年度	99	80
平成25年度	68	50
平成26年度	79	60
平成27年度	91	60
平成28年度	51	40
平成29年度	56	40
平成30年度	57	40

(注) 平成15年度の額は、水資源開発公団及び水資源機構の合計

2. 水資源債券 (1)

- 水資源債券の商品性
 - 財投機関債
 - 一般担保付き
 - BISリスク・ウェイト: 10%

水資源債券の発行実績

	水資源開発債券			水資源債券									
	第1回債	第2回債	第3回債	第1回債	第2回債	第3回債	第4回債	第5回債	第6回債	第7回債	第8回債	第9回債	第10回債
発行額	100億円	130億円	130億円	150億円	50億円	100億円	110億円	150億円	90億円	70億円	105億円	105億円	80億円
年限	10年	10年	10年	10年	4年	10年	3年	3年	3年	3年	3年	3年	3年
条件決定日	H13.11.19	H14. 6.10	H15. 6.17	H16.11. 5	H17.10.14	H17.10.14	H18.10.26	H19.10.25	H20.11.28	H21.11.12	H22.12.7	H23.12.2	H24.12.5
発行日	H13.12. 3	H14. 6.24	H15. 7. 1	H16.11.19	H17.10.27	H17.10.27	H18.11. 9	H19.11. 6	H20.12. 4	H21.11.19	H22.12.15	H23.12.16	H24.12.18
償還期限	H23. 9.20	H24. 6.20	H25. 6.20	H26. 9.19	H21.12.18	H27. 9.18	H21.12.18	H22.12.17	H23.12.20	H24.12.20	H25.12.20	H26.12.19	H27.12.18
利率	1.52%	1.72%	0.56%	1.63%	0.78%	1.67%	1.13%	1.04%	1.06%	0.53%	0.333%	0.267%	0.146%
発行価格	99.94円	99.98円	99.95円	99.92円	99.97円	100.00円	99.97円	100.00円	99.98円	99.99円	100.00円	100.00円	100.00円
単利利回り	1.527%	1.722%	0.565%	1.639%	0.787%	1.670%	1.139%	1.040%	1.066%	0.533%	0.333%	0.267%	0.146%
JGBスプレッド	+16bp	+35bp	+10bp	+11bp	+7bp	+10bp	+19bp	+15bp	+31bp	+11bp	+8bp	+6bp	+5bp
取得格付 (発行時)	R&I AA	R&I AA	R&I AA	R&I AA+(注)	R&I AA+	R&I AA+(注)	R&I AA						
	JCR AA+	JCR AA+	JCR AA+	JCR AA+	JCR AA+	JCR AA+	JCR AA+	JCR AA+	JCR AA+	JCR AA+			

(注) R&Iは平成16年10月25日に「AA」から「AA+」へ格付け変更、平成23年12月21日に「AA+」から「AA」へ格付け変更

2. 水資源債券 (2)

- 水資源債券の商品性
 - 財投機関債
 - 一般担保付き
 - BISリスク・ウェイト: 10%

水資源債券の発行実績

	水資源債券				
	第11回債	第12回債	第13回債	第14回債	第15回債
発行額	57億円	60億円	60億円	40億円	40億円
年限	3年	3年	3年	3年	3年
条件決定日	H25.12.6	H26.12.5	H27.12.4	H28.12.2	H29.12.6
発行日	H25.12.18	H26.12.19	H27.12.18	H28.12.20	H29.12.20
償還期限	H28.12.20	H29.12.20	H30.12.20	H31.12.20	H32.12.18
利率	0.167%	0.101%	0.100%	0.001%	0.001%
発行価格	100.00円	100.00円	100.00円	100.001円	100.00円
単利利回り	0.167%	0.101% ^(注)	0.100%	0.0006%	0.001%
JGBスプレッド	+5bp	—	—	—	—
取得格付 (発行時)	R&I AA	R&I AA	R&I AA	R&I AA	R&I AA

(注) 第12回債の利率は、JGB+4bp(0.04%)又は日本銀行当座預金適用利率+0.001%を下限利率としていずれか高い方で決定することとし、日本銀行当座預金適用利率(0.100%)+0.001%で決定

3. 持続可能な開発目標(SDGs)への貢献

SDGsの観点からみた水資源機構債への投資意義

- 当機構は、「安全で良質な水の安定した供給」(P9)、「洪水被害の防止・軽減」(P9)、「渇水対策」(P10)、「環境保全対策」(P11)、「再生可能エネルギー」(P11)といった業務を通じて、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)に貢献しています。

⇒ 当機構債への投資は、間接的な社会貢献の実施に資する投資となっています。



「安全で良質な水の安定した供給」(P9)

- 全ての人々が安全で安価な飲料水を入手できるようにする【6.1】



洪水被害の防止・軽減 (P9)

- 水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす【11.5】
- 気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する【13.1】



渇水対策 (P10)

- 水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる【6.4】



環境保全対策 (P11)

- 山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う【6.6】
- 森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する【15.1】
- 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる【15.5】

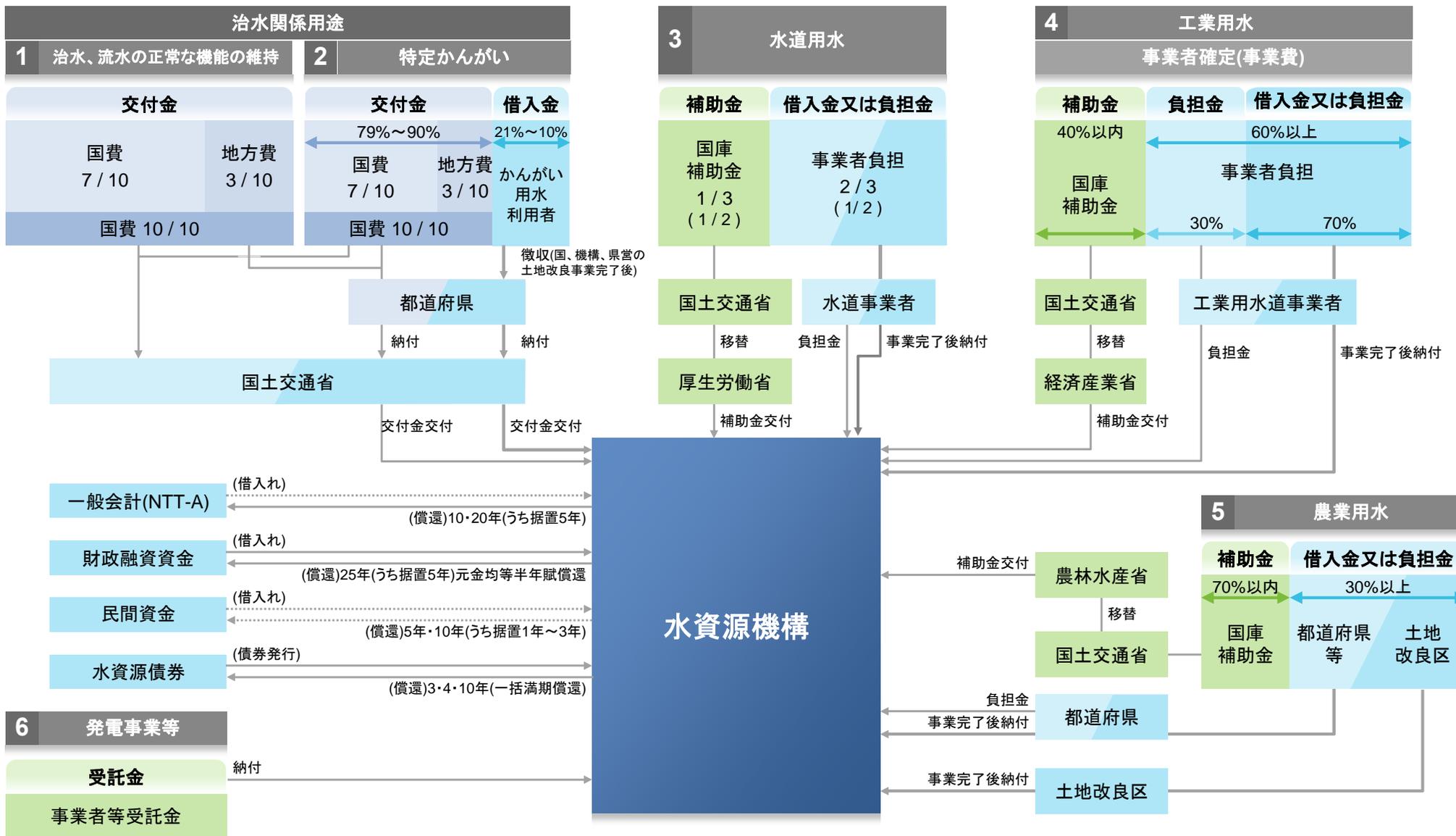


再生可能エネルギー (P11)

- 再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセス【7.a】



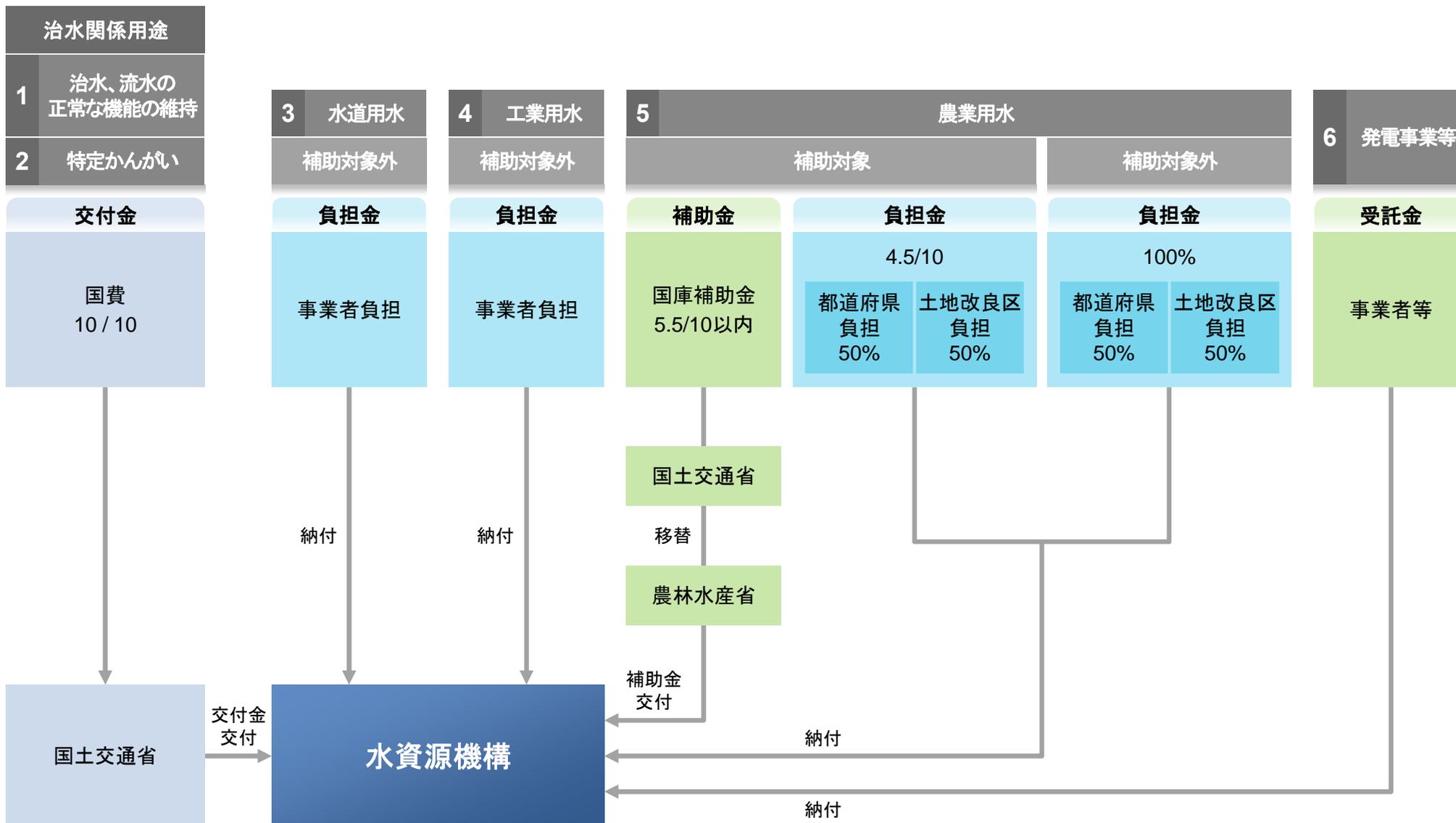
[参考]費用負担の構造 (1) -建設事業



(注) 点線で示す借入れについては、現在は行っていません

(注) 特定施設の新築又は改築に係る交付金のうち事務取扱費は独立行政法人水資源機構法施行令第22条第2項の規定により都道府県の負担の対象となりません

[参考]費用負担の構造 (2) -管理業務



(このページに記載はありません)

- 本資料は、当機構の決算等について投資家等の皆様に情報を提供することを目的とするもので、債券の募集または売出を意図したものではありません。
- 本資料の内容については、将来の予測や見通しに関するものが含まれておりますが、これら将来の予測等には不確定な要因が含まれており、将来の決算内容・業績等を保証するものではありません。

お問い合わせ先

独立行政法人 水資源機構 財務部資金課

〒330-6008

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
(ランド・アクセス・タワー内)

TEL 048-600-6532(ダイヤルイン)

FAX 048-600-6530

URL <http://www.water.go.jp>

E-mail zaimu_1@water.go.jp